市民部の概要

(令和5年度(2023年度)版)

函館市市民部

目 次

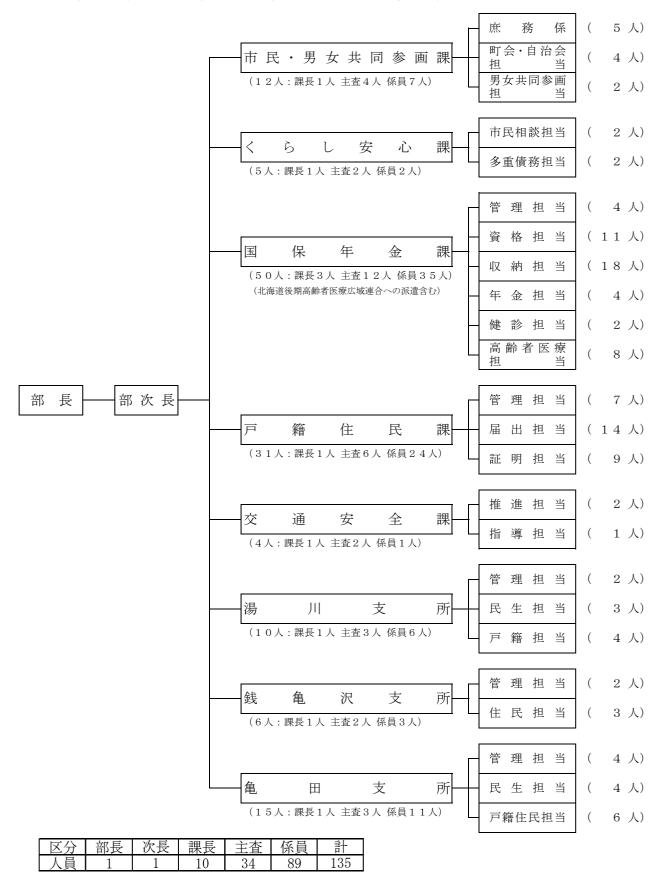
§	1	L 市民部の機構と事務	
		1 機構	1
		2 事務分掌	2
§	2	2 市民部関係予算	
		1 一般会計	7
		2 特別会計	
		(1) 国民健康保険事業特別会計	8
		(2)後期高齢者医療事業特別会計	10
§	3	3 市 民 生 活	
		1 市民相談の概要	
		(1)一般・行政相談	11
		(2)市民特別相談	13
		(3)犯罪被害者の相談	15
		2 多重債務相談の概要	
		(1)本市の多重債務相談の特色	15
		(2)多重債務問題の未然防止	16
		3 消費者行政の概要	
		(1)消費生活センター	17
		(2)消費者意識向上啓発事業	19
		(3)製品表示等に関する立入検査業務	19
		(4) 石油製品小売価格調査	19
		4 市民生活推進	
		(1)町会組織	20
		(2)認可地緣団体	
		(3) 町会活性化推進事業	20
		(4)函館市持続可能な町会運営に関する検討委員会	
		(5)町会交付金	
		(6)町会会館建設費補助金	
		(7)町会備品設備整備費補助金	
		(8) 街路灯設置等および電灯料補助金	
		(9)地域安全安心促進交付金	
		(10)函館市地区・方面別町会名	
		5 人権啓発の推進(地域人権啓発活動活性化事業)	27
§	4	4 男女共同参画	
		1 男女共同参画に関する施策の概要	

		(1)函館市男女共同参画推進条例の制定	- 29
		(2) 男女共同参画審議会	- 29
		(3) 男女共同参画苦情処理制度	- 30
		(4)主な事業の概要	- 30
		(5)函館市パートナーシップ宣誓制度	- 32
		(6)女性つながりサポート事業	- 33
		(7)女性団体への運営補助	- 33
		(8) 函館市女性センターにおける施策の推進	- 33
§	5	国民健康保険事業 (別掲こくほはこだて参照)	
§	6	国 民 年 金 事 業	
		1 国民年金事業の概要	
		(1)国民年金の被保険者	- 35
		(2)国民年金の保険料	- 36
		(3)国民年金の給付	- 37
		(4)福祉年金	- 40
		2 国民年金事業の実施状況	- 41
§	7	後期高齢者医療事業	
		1 後期高齢者医療事業の概要	
		(1)後期高齢者医療制度について	- 43
		(2)本市の被保険者数の推移(各年度末)	- 43
		2 後期高齢者医療制度の主な内容	
		(1)対象者(被保険者)	- 44
		(2)受けられる給付	
		(3)一部負担金	- 44
		(4)高額療養費支給制度と自己負担限度額	- 45
		(5)高額介護合算療養費支給制度	- 46
		(6) 低所得者への軽減措置	- 47
		(7)現役並み所得者の高額療養費の適用について	- 47
		(8)新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者への支援 -	- 48
§	8	戸 籍 業 務	
		1 戸籍・住民基本台帳に関する業務の概要	- 49
		2 電話予約による住民票の写し等の交付	
		3 住民基本台帳ネットワークシステム	- 57
		4 公的個人認証サービス	- 58
		5 コンビニ交付サービス	
		6 函館市マイナンバーカード臨時交付センター	
		7 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業	- 60
§	9	住居表示整備事業	

1 住居表示整備事業の概要	
(1)住居表示整備事業	61
(2)旧町名保存継承記念碑設置事業	61
2 函館市住居表示審議会	63
§10 交通安全対策事業	
1 交通安全対策事業の概要	
(1)交通安全運動の推進	65
(2)交通指導員の配置	65
(3) 幼児交通安全クラブ	66
(4)スクールゾーン・幼児ゾーンの警戒標識の設置	66
(5)梁川公園内交通公園	66
(6)市内交通事故の状況	
2 函館市交通安全対策会議	69
3 函館市違法駐車等防止条例の制定	
4 函館市交通安全条例の制定	73
§ 11 湯川支所	
1 概況	
2 窓口業務受付状況	
(1)管理担当	
(2) 民生担当	
(3) 戸籍住民担当	80
§ 12 銭亀沢支所	
1 概況	
2 窓口業務受付状況	
(1)管理担当	
(2)住民担当	87
§ 13	
1 概況	
2 窓口業務受付状況	
(1)管理担当	
(2) 民生担当	
(3)戸籍住民担当	96

§ 1 市民部の機構と事務

1 機構(令和5年(2023年)4月11日現在)



2 事務分掌

市民·男女共同参画課

- (1) 町会等の住民自治組織に関すること。
- (2) 市民憲章に関すること。
- (3) 自衛官および自衛官候補生の募集事務に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する施策の推進および調整に関すること。
- (5) 男女共同参画苦情処理委員に関すること。
- (6) 男女共同参画審議会に関すること。
- (7) 女性センターに関すること。

庶務係

(1) 部内の庶務および経理に関すること。

くらし安心課

- (1) 多重債務に関すること。
- (2) 市民の相談に関すること。
- (3) 市民特別相談に関すること。
- (4) 消費生活に関すること。
- (5) 消費生活センターに関すること。

国保年金課

- (1) 国民健康保険事業運営安定化の総合的計画の作成等に関すること。
- (2) 国民健康保険事業に係る報告等に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 保険給付等に関すること。
- (5) 損害賠償請求および返納金に関すること。
- (6) 診療報酬明細書に関すること。
- (7) 国民健康保険の被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (8) 国民健康保険料の賦課に関すること。
- (9) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
- (11) 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の収納管理および過誤納金の 還付等に関すること。
- (12) 滞納処分に関すること。

- (13) 保健事業に関すること。
- (14) 特定健康診査に関すること。
- (15) 国民年金の被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (16) 国民年金保険料の免除に関すること。
- (17) 国民年金の給付に関すること。

戸籍住民課

- (1) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (2) 戸籍および住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (3) 戸籍および住民基本台帳等の事務の連絡調整に関すること。
- (4) 中長期在留者に係る住居地の届出および特別永住者に係る特別永住許可等 に関すること。
- (5) 個人番号の指定および通知に関すること。
- (6) 個人番号カードに関すること。
- (7) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (8) 身分証明等に関すること。
- (9) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (10) 火葬, 埋葬等の許可に関すること。
- (11) 住民実態調査に関すること。
- (12) 人口移動統計に関すること。
- (13) 人口動態調査に関すること。
- (14) がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票に関すること。
- (15) 住居表示に関すること。
- (16) 住居表示審議会に関すること。
- (17) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (18) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (19) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。

交通安全課

- (1) 交通安全対策の推進および連絡調整に関すること。
- (2) 交通安全運動に関すること。
- (3) 交通安全教育に関すること。
- (4) 交通安全対策会議に関すること。

湯川支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受,発送および保存に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関すること。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関すること。
- (8) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (11) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (13) 住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (14) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関すること。
- (15) 個人番号の指定に関すること(従前の個人番号に代わる個人番号の指定を除く。)。
- (16) 個人番号の通知に関すること(通知カードの返納の命令および返納の求めを除く。)。
- (17) 個人番号カードに関すること(個人番号カードの返納の命令および返納の求めを除く。)。
- (18) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (19) 身分証明等に関すること。
- (20) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (21) 火葬, 埋葬等の許可に関すること。
- (22) 住居表示の証明に関すること。
- (23) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (24) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。
- (25) 市税に係る諸証明および相談に関すること。
- (26) その他湯川支所が所掌する事務

銭亀沢支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受、発送および保存に関すること。

- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関すること。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関すること。
- (8) 戦傷病者,戦没者遺族等の援護に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 旧軍人等の恩給に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (11) 高齢者および障害者等に対する公共交通機関の乗車料金の助成に係る届けおよび申請の受付に関すること。
- (12) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (13) 福祉事務所湯川福祉課との連絡その他社会福祉に関すること。
- (14) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (15) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (16) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (17) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (18) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (19) 住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (20) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関すること。
- (21) 個人番号の指定に関すること(従前の個人番号に代わる個人番号の指定を除く。)。
- (22) 個人番号の通知に関すること(通知カードの返納の命令および返納の求めを除く。)。
- (23) 個人番号カードに関すること(個人番号カードの返納の命令および返納の求めを除く。)。
- (24) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (25) 身分証明等に関すること。
- (26) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (27) 火葬、埋葬等の許可に関すること。
- (28) 住居表示の証明に関すること。
- (29) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (30) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。
- (31) 市税に係る諸証明および相談に関すること。
- (32) その他銭亀沢支所が所掌する事務

亀田支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受,発送および保存に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関すること。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関すること。
- (8) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (11) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (13) 住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (14) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関すること。
- (15) 個人番号の指定に関すること(従前の個人番号に代わる個人番号の指定を除く。)。
- (16) 個人番号の通知に関すること(通知カードの返納の命令および返納の求めを除く。)。
- (17) 個人番号カードに関すること(個人番号カードの返納の命令および返納の求めを除く。)。
- (18) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (19) 身分証明等に関すること。
- (20) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (21) 火葬, 埋葬等の許可に関すること。
- (22) 住居表示の証明に関すること。
- (23) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (24) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。
- (25) 市税に係る諸証明および相談に関すること。
- (26) その他亀田支所が所掌する事務

§ 2 市民部関係予算

1 一般会計

【歳入】 (単位:千円)

	科	I	令和5年度6月補正後	令和4年度当初	差引増減
使	用料及び手	数料	102, 150	105, 318	△ 3, 168
	行 政 財 産 使	用料	36	1, 384	△ 1,348
	女性センター使	用料	50	50	0
	公 園 使 用	料	4, 087	4, 087	0
	戸 籍 手 数	料	97, 976	99, 796	△ 1,820
	証 明 等 手 数	料	1	1	0
国	庫 支 出	金	677, 306	667, 294	10, 012
	国民健康保険基盤安定等	負担金	297, 263	300, 449	△ 3, 186
	社会保障・税番号制度個人番号カード交付事	業費補助金	323, 733	289, 667	34, 066
	社会保障・税番号制度システム整備事業	養 費 補 助 金	0	22, 127	△ 22, 127
	地域女性活躍推進3	そ 付 金	4, 198	4, 687	△ 489
	自衛官募集事務委	託 金	262	273	△ 11
	中長期在留者住居地届出等事務	务委託金	781	366	415
	人 口 動 態 調 査 委	託 金	248	249	△ 1
	国 民 年 金 事 務 委	託 金	49, 136	47, 840	1, 296
	年金生活者支援給付金事務	委託金	1,685	1,636	49
道	支 出	金	1, 974, 182	1, 895, 433	78, 749
	国民健康保険基盤安定等	負担金	1, 077, 717	1, 062, 110	15, 607
	後期高齢者医療保険基盤安定	至負担金	830, 393	827, 072	3, 321
	消費者行政強化事業費	補助金	5, 672	5, 701	△ 29
	交通公園施設整備事業費	補助金	59, 900	0	59, 900
	地域人権啓発活動活性化事業	委託金	500	550	△ 50
財	産収	入	1, 158	1, 180	△ 22
寄	付	金	341	328	13
諸	収	入	5, 948	4, 683	1, 265
	預 金 利	子	1	1	0
	私 用 電 話	料	1	1	0
	広 告 収	入	132	132	0
	消費生活相談業務負	担金	2, 598	2, 896	△ 298
	その他の雑		3, 216	1, 653	1, 563
市		債	109, 700	21, 800	87, 900
	* = 1 = 1 11/1 = 13 1 3 1 11/1 3 T	事業債	12, 500	10, 900	1,600
	交通公園施設整備事		97, 200	10, 900	86, 300
	歳 入 合	計	2, 870, 785	2, 696, 036	174, 749

【歳出】 (単位:千円)

	科	ŀ							目		令和5年度6月補正後	令和4年度当初	差引増減
総					務					費	952, 349	782, 571	169, 778
	_		般		管	宇		理		費	6, 894	5, 723	1, 171
	市	巨	1	生	Ť	£	推		進	費	249, 963	235, 918	14, 045
	男	女	共	同] \$	\$	画	推	進	費	36, 623	36, 966	△ 343
	交		通		3	え		全		費	192, 509	32, 812	159, 697
	支				Ē	斤				費	67, 084	83, 033	△ 15, 949
	戸	籍	住	民	: 基	Ė	本	台	帳	費	399, 276	388, 119	11, 157
民					生					費	5, 258	5, 210	48
	国		民		左	Ę.		金		費	5, 258	5, 210	48
衛					生					費	4, 009, 726	3, 836, 918	172, 808
	後	期	高	齢	者	医	療	事	業	費	4, 009, 726	3, 836, 918	172, 808
	歳			出		<u>{</u>	7		計		4, 967, 333	4, 624, 699	342, 634

2 特別会計

(1) 国民健康保険事業特別会計

【歳入】 (単位:千円)

	威 人】			(単位:十円)
	科 目	令和5年度6月補正後	令和4年度当初	差引増減
国	民 健 康 保 険 料	3, 976, 426	4, 117, 043	△ 140,617
	一般被保険者国民健康保険料	3, 976, 417	4, 116, 973	△ 140, 556
	医療給付費分現年賦課分	2, 726, 050	2, 832, 800	△ 106, 750
	後期高齢者支援金等分現年賦課分	888, 888	886, 675	2, 213
	介護納付金分現年賦課分	282, 747	291, 239	△ 8, 492
	医療給付費分滞納繰越分	55, 808	74, 486	△ 18,678
	後期高齢者支援金等分滞納繰越分	16, 759	21, 721	△ 4,962
	介護納付金分滞納繰越分		10, 052	△ 3,887
	退職被保険者等国民健康保険料	9	70	△ 61
	医療給付費分滞納繰越分	5	40	△ 35
	後期高齢者支援金等分滞納繰越分	2	14	△ 12
	介護納付金分滞納繰越分	2	16	△ 14
使	用料及び手数料		7	1
	証 明 等 手 数 料		6	1
	督 促 手 数 料		1	0
国	庫 支 出 金		100	555
	災害臨時特例補助金		0	100
L	出産育児一時金臨時補助金		100	455
道	支出金	, ,	20, 617, 441	4, 229
	保険給付費等交付金(普通交付金)	20, 353, 891	20, 304, 130	49, 761
	保険給付費等交付金 (特別交付金)	265, 867	311, 404	△ 45, 537
	健康增進事業費補助金		1, 907	5
財	産 収 入	1,767	1,023	744
<u>. н</u>	積 立 基 金 運 用 収 入	1,767	1, 023	744
繰	入金		2, 835, 593	259, 512
	一般会計繰入金	, ,	2, 835, 000	10,000
/ E	基 金 繰 入 金	,	593	249, 512
繰	越金		1	0
諸	収 入	11, 886	12, 248	△ 362
	一般被保険者延滞金	·	1,700	△ 400
	退職被保険者等延滞金		10	△ 10
	一般被保険者第三者納付金		5, 800	0
	退職被保険者等第三者納付金一般被保険者等 返納金		100	0
		· ·	4, 000	0
	退職被保険者等返納金医療給付金等収入		100	0
	医療給付金等収入 雑 入	100	100	0
_		486	438	124 062
	歳 入 合 計	27, 707, 518	27, 583, 456	124, 062

【歳出】 (単位:千円) 科 目 令和5年度6月補正後 令和4年度当初 差引増減 総 務 費 △ 3, 092 175, 221 178, 313 般 管 理 費 60,056 59,661 395 賦 課 徴 収 費 48,835 50,879 △ 2,044 特 策 事 業 別 対 費 66, 330 67,773 △ 1,443 保 付 費 険 給 20, 354, 456 20, 304, 137 50, 319 費 17, 212, 308 17, 170, 396 療 養 給 付 41,912 療 養 費 125,058 125, 458 △ 400 費 審 査 支 払 委 託 40,611 2,842 43, 453 額 療 養 費 2,902,388 2,900,008 2,380 高 2,000 高 額 介 護 合 算 療 養 費 2,000 0 0 移 送 費 800 800 出 育 児 時 産 金 55, 524 52, 107 3,417 葬 祭 費 12,360 12,750 △ 390 傷 病 手 当 金 565 7 558 民健康保険事業費納付 79, 769 6, 577, 516 6, 497, 747 金 分 72,917 給 付 4,834,665 4, 761, 748 齢 者 支 援 分 後 高 金 1, 322, 286 1, 310, 159 12, 127 介 護 納 付 分 420, 565 425,840 \triangle 5, 275 同 事 拠 出 金 3 \triangle 1 定 拠 財 安 化 基 金 出 金 0 0 0 政 健 事 205,004 205, 535 △ 531 費 666 定健康 診 等 事 業 172, 732 172,066 査 33, 469 \triangle 1, 19 $\overline{7}$ 32, 272 健 及 基 金 積 <u>\f</u> 金 744 1,768 1,024 諸 支 出 金 14, 300 14, 364 \triangle 64 年 度 支 0 出 100 100 0 一般被保険者保険料還付 13,700 13,700 退職被保険者等保険料還付 0 54 \triangle 54 還 加 500 510 △ 10 金 職 員 費 369, 250 372, 332 △ 3,082 般 部 職 員 費 369, 250 372, 332 △ 3,082 局 予 備 費 10,000 10,000 0 出 計 歳 合 27, 707, 518 27, 583, 456 124,062

(2) 後期高齢者医療事業特別会計

【歳入】 (単位:千円)

		_								
彩	+						目	令和5年度6月補正後	令和4年度当初	差引増減
後	期	高歯	令 者	医	療	保険	料	3, 236, 840	3, 241, 754	△ 4,914
	後身	期 高	齢 き	者 医	療	保険	料	3, 236, 840	3, 241, 754	△ 4,914
使	用	料	及	び	手	数	料	1	1	0
	督	促		手		数	料	1	1	0
道		Ż	え		出		金	1, 434	1, 208	226
広	坷	₹ 追	Ē.	合	支	出	金	12, 746	16, 543	△ 3,797
繰			,	入			金	1, 331, 000	1, 308, 000	23, 000
繰			j	越			金	1	1	0
諸			J	収			入	108, 083	104, 255	3, 828
	延			滞			金	1	1	0
	後期	高齢者	医療厂	広域連	合受	託事業中	又入	86, 824	73, 838	12, 986
	償員	量 金	及 7	び還	付	加算	金	10, 500	10, 500	0
	雑						入	10, 758	19, 916	△ 9, 158
蒜	Ē	-	人		合		計	4, 690, 105	4, 671, 762	18, 343

【歳出】 (単位:千円)

禾	4				目	令和5年度6月補正後	令和4年度当初	差引増減
総			務		費	25, 190	29, 441	\triangle 4, 251
	_	般	管	理	費	1, 510	1,533	△ 23
	徴		収		費	23, 680	27, 908	△ 4,228
保		健	事	業	費	110, 761	94, 111	16, 650
	健	康 診	査	事 業	費	110, 761	94, 111	16, 650
後	期高	齢者医	療広り	或連合納.	付金	4, 460, 492	4, 436, 292	24, 200
諸		支		出	金	10, 500	10, 500	0
	過	年	度	支出	金	10,000	10,000	0
	還	付	加	算	金	500	500	0
職			員		費	82, 162	100, 418	△ 18, 256
予		·	備		費	1,000	1,000	0
炭	克	出		合	計	4, 690, 105	4,671,762	18, 343

§ 3 市 民 生 活

1 市民相談の概要

(1) 一般・行政相談

市民相談は、行政に対する要望などのほか隣近所のトラブルや困りごと相談、 各種問い合わせなど、市民生活に関わる多種多様な相談に応じています。

平成24年度の「くらし安心課」の開設を契機に、より一層市民相談窓口の利用促進を図るため、くらしに関する総合的な相談窓口として「くらし安心 110番 (21-3110・さぁひゃくとうばん)」を開設しました。

「くらし安心110番」は、市民からの相談等に対して、内容を正確に聴取 し確認することで、いわゆる「たらい回し」を避け、市民の相談に対するワン ストップ化に努めることとしています。

それぞれの事案に対しては、担当課と調整し、市民への明確な回答に努める とともに、担当課に対しては、処理結果の報告を求め、検証することで今後の 適切な対応に繋げるよう努めています。

また,行政以外の相談については,軽易なものには直接助言をするとともに,専門的な知識を必要とするものについては,「市民特別相談」により,対応しています。

市民相談の令和4年度の相談件数は、2、292件となっており、電話による相談が1、867件、来庁による面談での相談が396件、Eメールでの相談が29件となっています。

また、相談の内容については、一般相談が631件、行政相談が1, 661件となっております。

令和4年度「くらし安心110番」受付状況

相談の形態	件数	うち行政相談
来 庁	396件	260件
電話	1,867件	1,374件
Eメール	2 9件	27件
文 書	0件	0件
計	2,292件	1,661件

くらし安心110番(一般・行政相談)(平成30~令和4年度)

(単位:件)

	所 管 部 局 名	H30 年度	R 赤度	R2年度	R3年度	R4年度
	企 画 部	13	8	12	19	9
	総 務 部	36	11	87	12	5
	財 務 部	55	29	32	46	20
	競 輪 事 業 部	2	0	1	0	0
	市 民 部	351	391	720	783	1, 029
	保健福祉部	231	215	218	159	117
	保 健 所	62	61	151	109	47
	子ども未来部	22	14	15	14	10
行	環境部	63	60	62	57	37
	経 済 部	6	21	71	12	16
政	観 光 部	13	6	5	0	0
相	農林水産部	5	7	12	14	22
	土 木 部	132	66	96	73	111
談	都 市 建 設 部	65	62	74	40	45
	港湾空港部	0	1	3	0	1
	消 防 本 部	4	8	10	9	11
	教 育 委 員 会	14	10	10	8	7
	企業局(上下水道部)	15	16	15	10	11
	企業局(交通部)	6	2	3	3	3
	函 館 病 院	6	2	5	2	2
	その他部局	6	10	5	18	13
	他 官 庁	250	244	284	140	145
	テ 政 相 談 計 うち他部局と調整・回答)	1, 357 (37)	1, 244 (27)	1, 891 (62)	1, 528 (25)	1, 661 (27)
_	一 般 相 談	1, 164	1,060	833	659	631
Î	計	2, 521	2, 304	2, 724	2, 187	2, 292

(2) 市民特別相談

市民特別相談は、市民の日常生活上の諸問題について問題解決の指針となるよう、専門の相談員が相談に応じるもので、相談日については、予約制となっており相談項目によって曜日等が異なっています。

令和5年度 市民特別相談開設状況

(本庁舎)

相談項目	曜日	相 談 時 間	相談員	主な相談内容
法律	毎週 水,金曜日	13:00 ~ 15:00	函 館 弁護士会	金銭の貸借・契約上のトラブル等, 相続・離婚問題, その他民事問題(交通事故・事業経営 に関する相談を除く)
登記全般	第2, 3, 4 木曜日	13:00 ~ 15:00	函 館司法書士会	相続・贈与の手続き, 不動産等の登記・供託の手続き等
くらしの法律手続	第1火曜日	13:00 ~ 15:00	北 海 道 行政書士会 函 館 支 部	契約書・相続等に関する書類の作成 方法, 官公署等に提出する申請書の作成方 法
土地·家屋	1月~6月 第2,4木曜日 7月~12月 第2木曜日	10:00 ~ 12:00	不動産鑑定士	土地・建物等の価格, 賃貸借料・権利金・明渡し等の賃貸借 契約問題
困りごと心配ごと	第1,3 火曜日	9:30 ~ 11:30	函館人権 擁護委員協 議 会	夫婦や親子関係のもめごと, 職場や学校でのいじめ,家庭内暴力, 隣近所のいやがらせ,不当な差別等

(亀田支所)

相談項目	曜日	相 談 時 間	相談員	主な相談内容
法律	第1,3 火曜日 (4 月のみ 第2,3 火曜日)	13:00 ~ 15:00	函 館 弁護士会	金銭の貸借・契約上のトラブル等, 相続・離婚問題, その他民事問題(交通事故・事業経営 に関する相談を除く)

市民特別相談内容別件数の推移(平成30~令和4年度)

(単位:件)

						(単位:件)
相談区分	相談内容	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	相続,遺言,贈与	162	162	142	113	129
	貸金取り立て、借金返済	38	49	38	16	22
	慰謝料,損害賠償	31	32	26	16	21
	保証人に関すること	5	3	3	4	3
法 律	土地家屋に関すること	58	85	61	26	47
	交通事故に関すること					
	離婚問題に関すること	98	101	73	58	61
	契約に関すること	52	48	37	28	26
	労働問題に関すること	2	3	3	3	
	その他	79	63	72	55	44
	# <u></u>	525	546	455	319	353
	土地家屋の名義変更に関すること	26	24	17	17	63
登記全般	相続に関すること	42	53	39	20	17
	その他	7	4	7	4	4
' 	計	75	81	63	41	84
くらしの	行政事務手続に関すること		1	1		
法律手続	その他	3	2	3	1	1
1	計	3	3	4	1	1
	家賃, 地代金に関すること	4	2	3	3	2
	土地家屋の売買に関すること	22	12	9	6	11
	立ち退き、明け渡しに関すること	2				
土地·家屋	賃貸借契約に関すること		2	1		1
	権利金、敷金に関すること					
	境界に関すること				1	
	その他	1	1	5	3	4
' 	計	29	17	18	13	18
	学校や職場でのいじめ	1		2		
	家庭内暴力やもめごと	5	4	3	2	
	隣近所のいやがらせ	5	3	3	1	2
困りごと	離婚に関すること	3	2	1		
心配ごと	子供の親権,教育					
	騒音等生活権の侵害			1		
	その他	8	6	2	7	4
	計	22	15	12	10	6
	合 計	654	662	552	384	462
		ļ			<u>I</u>	l .

(3) 犯罪被害者の相談

犯罪被害者の相談では、被害にあわれた市民・家族から「どこに相談したらいいのかわからない」、「これからどうしたらいいのかわからない」等の相談や問い合わせに対して、内容を聴取し、担当課や専門の機関等を紹介しています。

2 多重債務相談の概要

バブル崩壊後の長引く景気の低迷や雇用環境の悪化などを背景として,一般消費者が収入を補うために複数の貸金業者から借入を繰り返したり,安易にクレジットカードを利用したりするなどして返済困難に陥る「多重債務」が極めて深刻な社会問題となり,平成15年には全国の自己破産申立件数が約24万件に上りました。

本市でも、市民相談や消費生活センターにおいて、借金(多重債務)に関する相談が急激に増加し、また、借金(多重債務)問題を背景として市税や国民健康保険料等を滞納するケースが多数発生したことから、事態を深刻に受け止め、こうした問題を抱える市民の生活再建を支援するため、平成21年4月、市役所1階に多重債務専門の相談窓口を開設しました。

(1) 本市の多重債務相談の特色

ア 庁内関係部局との連携

庁内関係部局と連携をとることにより、借金(多重債務)問題を抱えた市 民を早期に発見し、相談窓口に誘導するとともに、問題の解決後、迅速かつ 有効に相談者の生活再建が図られるよう、総合的な支援体制を構築していま す。

イ 法律専門家への同行

借金(多重債務)問題の解決にあたって債務整理を行う場合、弁護士・司法書士といった法律専門家の協力が不可欠となります。本市多重債務相談においては、単に法律専門家を紹介するのではなく、担当相談員が相談者に同行して紹介・引継ぎを行うことにより、相談者の負担を軽減し、円滑な問題解決を図っています。

相談人数および弁護士・司法書士等への引継ぎ人数

区分	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4 年度
相談人数	234 人	242 人	230 人	205 人
うち,弁護士・司法書士 等への引継ぎ人数	79 人	87 人	81 人	86 人

(2) 多重債務問題の未然防止

「借金」を含めたお金に関する知識は、すべての市民にとって、豊かな人生を送る上で必要不可欠なものであるという考えのもと、社会への旅立ちを目前に控えた高校生や新社会人などを対象とした出前講座を実施しています。

令和4年度出前講座開催実績

実施日	実施機関	対 象	受講者数
R4. 6. 4	函館白百合学園中学高等学校	高校3年生	29 人
R4. 6. 23	はこだて若者サポートステーショ ン	求職者	8人
R4. 8. 17	はこだて若者サポートステーショ ン	求職者	6 人
R4. 10. 25	はこだて若者サポートステーショ ン	求職者	4 人
R4. 11. 25	函館大学付属有斗高等学校	2・3年生	232 人
R4. 12. 2	函館工業高等学校	定時制4年生	7人
R5. 1. 24	市立五稜郭中学校	3年生	135 人
R5. 3. 7	市立旭岡中学校	3年生	34 人
R5. 3. 7	市立赤川中学校	3年生	73 人
R5. 3. 9	市立臼尻中学校	3年生	9人
		計	537 人

16

3 消費者行政の概要

(1)消費生活センター

消費生活の安定と向上を図る拠点として、昭和49年11月から函館市消費 生活センターを設置しています。平成24年度からは広域相談体制を開始し、 相談・あっせん業務等に関して渡島管内の10市町と連携を行っています。

なお,現在入居しているテーオーデパートが令和5年8月31日をもって閉 店することから,亀田支所に移転します。

ア 消費生活センターの概要

(ア) 施設の概要

(移転前)

a 位 置 函館市梁川町10番25号 テーオーデパート6階

b 面 積 65.00㎡

(移転後)

a 位 置 函館市美原1丁目26番8号 亀田支所1階

b 面 積 56.00㎡

(イ) 業務内容

- a 消費生活に関する相談
- b 消費生活に関する商品テスト
- c 消費生活に関する知識の普及および情報の提供
- d その他消費生活の安定および向上を図るために必要な事業

(ウ) 管理体制

- ・ 昭和53年4月~ 函館消費者協会へ管理委託
- · 平成18年4月~ 指定管理者制度導入 (平成18年4月~平成21年3月 函館消費者協会)
- 平成21年4月~ 指定管理者 (平成21年4月~平成24年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成24年4月~ 指定管理者 (平成24年4月~平成29年3月 函館消費者協会※) ※ 平成24年12月から法人格を取得

特定非営利活動法人 函館消費者協会

平成29年4月~ 指定管理者

(平成29年4月~令和4年3月 特定非営利活動法人 函館消費者協会)

• 令和4年4月~ 指定管理者

(令和4年4月~令和9年3月 特定非営利活動法人 函館消費者協会)

令和4年度 消費生活センター商品・役務別・内容別相談受付件数

															(単位	:: 件)
内容別分類項目	受	付					内] 容	別	相	談	件	数				
	受	う	安	品質	法	価	計	表	販	契	接	包	施	買	生	そ	
	7.1	ち	^	•	規	格	量	示	1	約	-	装	設	4.7	ļ		
	付	苦	全	機能					売		客			物	活	0)	計
	件	情	衛	· 役	•	·	·	·	方	•	対	•	·	相	知	0)	ĦΤ
		件	円	務	基	料	量	広	/3	解	\J	容	設	714	ΛH		
	数	数	生	品質	準	金	目	告	法	約	応	器	備	談	識	他	
商品•役務別分類項目			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	
A商品 一般	126	124			2	8		13	79	92	7			1			202
B食料品	120	114	1	4	1	12		25	90	85	28				1	3	250
C 住 居 品	57	55	2	10		3		14	28	41	16				1		115
D 光 熱 水 品	30	28			2	15	2	1		9	21	3				2	55
E被 服 品	108	106	1	7	2	7	1	28	96	83	11	1				1	238
F保健衛生品	225	224	3	4		29		89	211	206	37						579
G教養娯楽品	120	117		10	1	11	2	19	94	95	33						265
H車両・乗り物	51	49		8	2	4		3	15	19	10	1					62
I 土地・建物・設備	26	21		5	1	7		3	9	11	7				1		44
J他 の 商 品	3	3						1	3	2							6
商品計(A~J)	866	841	7	48	11	96	5	196	625	643	170	5	0	1	3	6	1,816
Kクリ ーニング	3	2		1					1	3	1						6
L レンタル・リース・貸借	91	87		18	1	31		2	9	57	32					3	153
M工事・建築・加工	31	27		14		4			5	15	19			2		1	60
N修 理・補修	24	24		9		8			16	19	9						61
〇管 理・保管	0	0															0
P 役 務 一 般	5	5				1			5	4	3						13
Q金融・保険サービ、ス	88	78	1	1		14		4	37	72	16					4	149
R 運輸・通信サービ、ス	112	101		3	2	22		2	52	84	30				1	3	199
S教育サービス	2	2								2							2
T 教養・娯楽サービス	105	103	1		2	14		15	79	84	15						210
U 保健・福祉サービス	160	153	2	7		1		1	17	143	10	1				6	188
V他 の 役 務	52	49		1		14		5	31	39	9					2	101
W内職・副業・ ねずみ講	29	28				5		5	26	27	5			1			69
X他の行政サービス	11	8		2	1				1	5	1					14	24
役務計(K~X)	713	667	4	56	6	114	0	34	279	554	150	1	0	3	1	33	1,235
Z他の相談	24	0															
総件数	1,603	1,508	11	104	17	210	5	230	904	1,197	320	6	0	4	4	39	3,051

(2) 消費者意識向上啓発事業

ア 消費者月間および消費者の日記念事業の開催

例年,5月の消費者月間に「消費生活パネル展」を,5月30日の消費者の日に函館消費者協会と共催で街頭啓発キャンペーンを実施し,消費生活に関する正しい知識の普及と消費者意識の向上,啓発を図っています。

イ 消費者情報の提供

石油製品の小売価格調査結果,その他消費生活に関する情報を掲載した「消費生活情報」を毎月発行し、消費生活の改善・啓発に努めています。

ウ 函館消費者協会との協働・連携

特定非営利活動法人函館消費者協会は、消費について正しい知識の普及と消費者の利益擁護に努め、正常な取引の促進と消費生活の安定向上を図ることを目的として組織された団体であり、本市では同協会との協働・連携を図るとともに、その事業活動に対して補助金を交付し、支援しています。

エ 消費者教育の実施

賢い消費者を目指し、消費生活の基礎的な知識を習得するため、身近な問題をテーマとした消費生活講座や出前講座を開催しています。また、若年層の消費者被害を防止するために、教育機関と連携した消費者教育の充実を図っています。

(3) 製品表示等に関する立入検査業務

製品安全 4 法(消費生活用製品安全法,電気用品安全法,ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)および家庭用品品質表示法に基づき,製品に適合した表示が付されているか,無表示となっていないか,あるいは特定の製品を販売するにあたって,所定の説明義務などが果たされているか,これらの確認に重点を置いた立入検査を実施しています。

立入檢查実施状況

区 分	R2 年度	R3年度	R4年度
立入店舗数	18 店	17店	20 店
検査商品点数	178 点	251 点	222 点

(4) 石油製品小売価格調査

石油製品の価格調査により個々の価格動向を把握し、必要により、価格の抑制等について消費者団体と連携して関係機関に働きかけることとしています。

ア 調査の概要

(ア)調査日 毎月12日

(イ)調査品目 家庭用灯油(1リットル・ホームタンク配達価格)

プロパンガス (5 立米/10 立米・基本料金を含む)

軽油(1リットル・店頭価格,セルフを除く)

A重油(1リットル·ローリー配達価格)

レギュラーガソリン(1リットル・店頭価格, セルフを除く)

(ウ)調査店 販売店26店

(エ) 調査方法 電話による聞き取りまたはFAXによる調査

4 市民生活推進

(1) 町会組織

町会や自治会等地域住民が組織する団体(以下「町会等」という。)では、 地域住民が相互に連携を保ち、「自らの手で住みよいまちづくり」を目標に防 犯、交通安全、防災、青少年の健全育成などの諸問題に対し、積極的な取り組 みを行っています。

(2) 認可地緣団体

町会等における地域的な共同活動を円滑に行うため、地方自治法第260条の2の定めにより、一定要件を満たす町会等は市町村の認可により法人格を取得することができます。本市では令和5年6月末現在、73の町会等が「認可地縁団体」となっています。

(3) 町会活性化推進事業

町会等は、安心安全で住みよい地域を守るため、長年活動してきましたが、ライフスタイルの多様化などに伴い、若い世代の町会離れ、加入率の減少、役員の高齢化、役員のなり手不足が課題となっていることから、函館市町会活性化検討会議にて町会活性化についての議論を重ね、令和3年に「町会活性化に向けた基本的な方向性」を作成し、これに基づき、町会等や函館市町会連合会と協働により、各種事業を行っています。

ア 町会活性化モデル事業

モデル町会が、それぞれの課題解決に向けて、外部アドバイザーやサポーターとともに立案した活性化の取り組みの支援を行うほか、その事例を他町会の参考としてもらうため、報告会等を行っています。

年 度	モデル町会数	取組テーマ	備考
R 3	2町会	・防災訓練による活性化 ・人材リスト&業務の棚卸 しによる活性化	報告会は中止とし,取 組内容を収録したDV Dの配布を行った。
R 4	3町会	・町会合併について ・他団体との連携および情 報発信の強化について	市民会館にて成果発表会を実施した。

イ町会活動PR促進事業

特に若い世代に町会等の必要性や役割を周知するために,インスタグラムを活用し,特徴的な活動を実施している町会を紹介した投稿による情報発信を行っています。

年 度	内 容								
	PR動画の作成	YouTube 町会活動PR動画 合計 28 本							
R 3	PR紙の発行	タイトル「#住んで良かったこの町」 ・A4判フルカラー両面							
	YouTube・Instagram の開設	アカウント名 ・公式 YouTube「函館町会」 ・公式 Instagram「hakodatechoukai」							
	YouTube・Instagram の運営	町会活動などについて情報発信するため,公式 Instagram にて記事の投稿							
R 4	フリーペーパーへの記 事掲載	町会の活動や公式 Instagram の紹介記 事の掲載							
	行政情報放映パネルの 活用	町会活動PR動画の放映							

ウ 町会加入窓口の臨時開設

町会加入促進の取り組みとして、町会連合会と連携し、転入や転居の多い4月に市役所1階ホールにおいて、臨時の加入取次窓口を設置し勧誘を 行っています。

年 度	実施日	チラシ等配付件数	取次件数	
R 3	4月1,2日, 4~7日	1,050件	45 件	
R4 4月1日, 3~7日		1,262 件	24 件	

エ 町会加入促進ポスター作品募集

町会に対する理解促進や活動への参加意識の醸成を目的とし、町会への加入意識の向上を図るため、児童・生徒から町会加入促進の啓発ポスター作品を募集し、優秀作品の表彰式や応募作品の作品展を開催した。

- ○応募総数 544点
- ○表彰式 令和4年12月24日(土)
- ○作品展 令和4年12月24日(土)~令和5年1月8日(日)

(4) 函館市持続可能な町会運営に関する検討委員会

町会運営・活動の担い手の負担感を軽減し、持続可能な町会へ転換するための手法について検討するため、有識者による会議を設置し意見のとりまとめを行いました。

- ア 開催状況 検討委員会を5回開催
- イ 意 見 「持続可能な町会運営に関する検討委員会とりまとめ」 令和5年(2023年)1月
- ウ 組織および委員
 - •委員数 8人以内
 - ・構成 (ア)学識経験のある者
 - (イ)各種団体の推薦する者
 - (ウ)公募による者
 - (エ) その他市長が特に必要と認める者

工 委員名簿

(令和4年6月17日現在)

区 分	氏 名	所属団体		
学識経験の	奥平 理	国立大学法人北海道教育大学函館校		
子誠辞級の ある者	菊池 幸恵	独立行政法人国立高等専門学校機構		
める有	郑他 辛思 	函館工業高等専門学校		
タ毎回休の	中村 馨	函館市町会連合会		
各種団体の 推薦する者	上野山 夕子	函館市町会連合会		
推局する有	石郷岡 聖	函館弁護士会		
公募による者	中村 和代	_		
その他市長が	丸藤 競	函館市地域交流まちづくりセンター		
特に必要と認	酒本 宏	株式会社 GLOCAL DESIGN		
める者	1日平 仏	MAST GLOCAL DESIGN		

(敬称略)

(5) 町会交付金

町会等の運営は、会員の会費を主財源に運営していますが、市は町会活動のより一層の促進と活性化を図るため、交付金を交付しています。

町会交付金の推移

(単位:団体,千円)

年度	団体数	交付金額	備考
R2	178	68, 508	※R3 年度まで(交付基準) 世帯割 1 世帯 370 円
R3	178	68, 368	組織割 1町会 18,200円~108,900円 ※R4年度から(交付基準)
R4	178	90, 033	世帯割 1世帯 500円 組織割 1町会 一律 120,000円

(6) 町会会館建設費等補助金

町会等が、自主的活動に資するため会館を建設(新築、増改築、解体等)する場合に、建設工事費の一部を補助しています。

町会会館建設費等補助金の推移

(単位:団体,千円)

年度	団体数	補助金額	備 考	
R2	6	5, 608	(補助基準) 工事費の2分の1以内とし,限度額1,000万円。	
R3	11	19, 012	バリアフリー化等の一定の要件を満たす場合にはさらに 100 万円が上乗せされます。	
R4	11	14, 335	※R5 年度から メニューに解体を追加 (町会合併等で不要となった会館の解体に限る)	

(7) 町会備品設備整備費補助金

町会等が、実施する地域活動に必要な備品設備を整備する場合に、経費の一部を補助しています。

町会備品設備整備費補助金の推移

(単位:団体,千円)

年度	団体数	補助金額	備 考
R2	19	2, 949	(補助基準) 事業費の2分の1以内とし,限度額50万円
R3	20	4, 002	※R5 年度から 5 年間の時限措置で Wi-Fi 設備事業を追加 (補助基準)
R4	15	3, 711	補助率10分の10とし、限度額 30 万円

(8) 街路灯設置等および電灯料補助金

夜間の交通安全,犯罪の防止などの目的をもって街路灯を設置,または,通行人の安全確保を図るため老朽化等により不要になった街路灯を撤去する団体,個人に対し,設置等工事費および電灯料(公衆街路灯)の補助をしています。

街路灯設置等および電灯料補助金の推移

(単位:灯,千円)

左庇	設置費補助		電灯料補助		/进 土Z
年度	灯 数	補助金額	灯 数	補助金額	備 考
R2	1, 044	32,183	19,959	59,863	(補助基準)
RЗ	967	33,173	20,007	60,105	○街路灯設置等工事額の8.5/10(安定器8/10, 灯柱の撤去 5/10) と補助限度額のいずれか少ない方の額
R4	686	22,777	19,969	65,329	○電灯料 8/10

(9) 地域安全安心促進交付金

町会等の自主防犯活動を促進するために、遠方からの被視認性が高く、心理的 犯罪抑制効果のある青色回転灯を、町会等が警察の証明を受け、車両に整備し防 犯パトロールを実施する場合に、令和4年度までは1台につき年額5千円、令和 5年度からは1台につき年額2万円の交付金を交付しています。

地域安全安心促進交付金の推移

(単位	•	団体,	台	千円)
١.	· 1 1/.			_ ⊔ •	1 1 1 /

年度	団体数	台 数	交付金額	備考
R2	33	56	280	(交付基準) ※R4 年度まで
R3	35	57	285	青色回転灯装備車 1台 5,000円
R4	33	54	270	※R5 年度から 青色回転灯装備車 1 台 20,000 円

(10) 函館市地区 • 方面別町会名

函館市地区 · 方面別町会名一覧

令和5年6月末日現在

地区 方面 数 町会名 地区 方面 数 入舟町会, 船見町第一町会 上湯川町会,上湯川町会,上湯川町会,西旭岡町会,西旭岡天神町会,弁天町会 11 9 亀尾町会,蛾眉野	町会名
第二船見町会,弥生町会	
	加団地町会
┃ ┃]市営自治会
大町町会 西旭岡町会,鱒川	町会
西末広町会、元町町会東ガーデンヒル自治	会
□ 2 8 青柳町会 ,○谷地頭町会 □ 根崎町会,高松町	· c
** * * 住吉町会 , 宝来町会 *	i根西部町会
地 東川町会 ,豊川町会 地 空港団地町会,志	海苔町会
大手町会 ,栄町会, 旭町会 三協町会, 銭亀町	会
□ □<	新湊町会
松風町会、若松町会 古川町会	
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 	
4 6 上新川町会、海岸町内会 石崎町会	
大縄町会、松川町会 鶴野町会	
万代町会,北浜町会 13 4 函館市桔梗町会,	桔梗北町会
港町会,港町北部町会	i川町会
追分町会,亀田町民会	
5 12 大川町会 ,白鳥町会 14 4 亀田本町第四町会	;,亀田本町第五町会
田家町会, 八幡町会 函館市亀田港町会	
宮前町会 宮前町会 東富岡	町会
┃ ┃ ┃ ┃ 道営大川団地自治会	目町会
中 中島町会 , 千代台町会 北 16 3 図館市赤川町会 ,	美原町会
□ 中 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
字質浦町会,函館市日乃出町会 中道一丁目町会,	函館市本通町会
地	
函館少年刑務所宿舎町会 区 本通中央町会	
日乃出改良団地自治会 神山町会 ,鍛治町	会
時任町会,本町会,梁川町会 18 5 中道第二町会, 陣	!川あさひ町会
杉並町会, 五稜郭町会 陣川みどり町会	
7 13 柳町町会, 函館市松陰町会 山の手町会, ひば	じりが丘町会
' ' ' 人見町会, 人見南町会	ニュー東山町会
プネ町会 ,柏木町会	「会
川原町親和会,川原町会 山の手2丁目中央	·町会
深堀町会、深駒町会 小安町会、釜谷町	「会 ,汐首町内会
駒場自治町会,湯浜町会 20 10 瀬田来町内会,弁	才町町内会
8 7 広野北部町会 20 10 泊町町内会,館町	町内会,西浜町会
駒場団地町会東東浜町内会,原木	二見町会
± 7	岸内町内会,中浜町内会
函館市湯川町1丁目町会 部 21 8 女那川町内会,日	ノ浜町内会
湯川町2丁目町会 地 古武井町内会,恵	山町内会 ,御崎町内会
東 湯川三丁目町会,榎本町会	
9 13 戸倉ケ丘町会, 高丘町会 区 新浜町二町内会,	
	[町内会,尾札部町内会
地 香雪団地自治会,高丘団地自治会 23 8 川汲町内会,安浦	町内会,臼尻町内会
見晴町会,鈴蘭丘町会,滝晴町会 大船町内会,磯谷	町内会
区 花園町会 ,函館市日吉ヶ丘町会	
はるか台自治会、日吉町第六団地自治会	
日吉町会 ,日吉東部町会	
10 13 日吉町北栄会,日吉北団地会 計 177	
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
日吉南団地自治会	
日吉第八団地自治会	
日吉自由ヶ丘自治会,日吉親互会	

[※] 太字は認可地縁団体

^{**} 地区・方面は、函館市町会連合会の区分による。ただし、〇印は町会連合会未加入団体

5 人権啓発の推進(地域人権啓発活動活性化事業)

平成12年度より、国が行う人権啓発活動のうち、都道府県に委託される事業(都道府県地域事業)を、北海道からの再委託を受けて、「地域人権啓発活動活性化事業」の実施に取り組んでいます。

この事業を通じて、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めるために、基本的人権の擁護に係る各種啓発活動を行っています。

令和4年度 地域人権啓発活動活性化事業 (事業費 550,000円)

	事業区分	事 業 内 容
1	人権パネルシアター	園児を対象として、わかりやすく命の大切さや思いやり の心を身につけてもらうことを目的に、布を貼ったボード に絵人形等を貼ったり、はずしたり、動かしたりして演じ るパネルシアターを、認定こども園や幼稚園で実施した。 実施日: R4.8.24、R4.10.26、R4.12.9、R4.12.12
2	市電中吊り広告および「広告電車」の運行	市電を活用して中吊り広告を行うことで、人権啓発事業 (特設人権相談所の開設、人権週間、小学生・中学生人権 ポスターコンテスト入賞作品展)の周知を図った。 運行期間: R4.5.7~R4.6.6 (31 日間 10 両) R4.11.10~R4.12.10 (31 日間 10 両)
		市電1両内の広告枠を貸し切り,小学生・中学生人権ポスターコンテスト受賞作品や人権に関するポスター等を掲示して運行し,乗客に周知,啓発した。 実施日:R4.12.4~ R5.1.3 (31 日間)
3	函館バス額面広告	函館バスを活用して額面広告を行うことで、人権啓発事業 (特設人権相談所の開設、人権週間、小学生・中学生人権ポスターコンテスト入賞作品展)の周知を図った。 運行期間: R4.5.7~R4.6.6 (31 日間 30 台) R4.11.10~R4.12.10 (31 日間 30 台)
4	障害者スポーツ (車椅子バスケッ トボール) 体験 教室	市内の中学生に障害者スポーツ(車椅子バスケットボール)を体験してもらうことで,障がい者への理解を深め, 人権意識の向上を図った。 実施日:R4.11.26 参加者数23人
5	フリーペーパー 「青いぽすと」 広告掲載	全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間,「女性の人権 ホットライン」強化週間の広告を掲載し,広く周知を図っ た。(函館市等の一般家庭 107,000 世帯) 掲載日: R4.8.26, R4.11.11 発行号

6	チラシの配布	人権相談窓口の案内に係るチラシを作成し、市役所1階 市民ホール情報発信コーナー「はこだてiスペース」へ常 設した。
		また、はこだて男女共同参画フォーラム 2022 講演会においてチラシを配布し、小学生・中学生人権ポスターコンテスト作品展・中学生人権作文コンテスト作品展の開催時でもチラシを設置し、周知を図った。
7	啓発物品の作製	人権相談窓口の電話番号を記載したマリーゴールドの花の種300袋,ライト付ボールペン250本を作製し,事業開催時に配布した。

§ 4 男女共同参画

1 男女共同参画に関する施策の概要

国では、男女共同参画社会の実現をめざし、総合的、計画的に男女平等政策を進めていくための基本となる法律、「男女共同参画社会基本法」を平成11年6月23日から施行し、「男女共同参画基本計画」を平成12年12月に策定しました。

函館市では、平成10年に「~男女共同参画社会をめざす~はこだてプラン21」を策定、また平成17年には、「函館市男女共同参画推進条例」を制定し、誰もが男女平等を実感できる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

これにより市民意識も少しずつ変化してきましたが,固定的性別役割分担意識やこれを反映した社会慣行などは依然として残っており,さらに今後は少子高齢化の進行や家族形態・労働環境の変化など,新たな状況への対応も求められています。

このようなことから、引き続き男女共同参画を推進するため、平成20年には条例の基本理念を踏まえた第2次函館市男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」を、平成30年3月には、それに次ぐ第3次基本計画を策定し、令和5年3月には、社会情勢の変化や計画の推進状況を踏まえ中間見直しを行いました。

条例の基本理念である「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」、「政策等の立案決定への共同参画」、「家庭生活とその他の活動の両立」、「性に関する理解と尊重」、「国際社会の動向への留意」を踏まえ、施策を推進するため、講座の開催など各種啓発活動を含め、男女共同参画に関する事業を行っています。

(1) 函館市男女共同参画推進条例の制定(平成17年3月25日)

男女共同参画の基本理念等を明らかにし、市・市民・事業者が一体となって男女共同参画社会の実現をめざします。

(2) 男女共同参画審議会(平成17年度~)

男女共同参画の推進について,市長の諮問に応じ,調査審議することにより男女共同参画の実現に向けて,良識的かつ専門性の高い意見を徴します。

ア 組織および委員

- 委員数 12人以内
- ・構 成 (ア) 学識経験者
 - (イ) 男女共同参画関係団体からの推薦者
 - (ウ) 企業経営者
 - (エ) 関係行政機関
 - (オ) 公募委員

イ 委員名簿

(令和5年6月末日現在)

区分	氏 名	所属団体または職業
	長浦紀華	函館市小学校長会
	塗 政江	行政相談委員 (男女共同参画担当)
学識経験者	荒木知恵	函館弁護士会
	木村育恵	北海道教育大学教育学部函館校
	池田延己	北海道高等学校長協会道南支部
男女共同参画関係	埜 澤 彩 香	連合北海道 函館地区連合会
団体からの推薦者	佐々木 香	函館市女性会議
企業経営者	成田桂一	(公社)函館法人会 青年部会
	高橋憲司	函館商工会議所
関係行政機関	加藤伸一	北海道渡島総合振興局
	竹 原 恭	_
公募委員	水島泉	_

(敬称略)

(3) 男女共同参画苦情処理制度(平成17年度~)

男女共同参画の推進の観点から,市が実施する施策等についての苦情の申し出 とともに,性差別など人権の侵害に係る相談を第三者が受け止め,解決へ向けて 適切に対応することにより,男女共同参画社会の実現を目指します。

(4) 主な事業の概要

ア 啓発事業

(ア) はこだて男女共同参画フォーラム (平成元年度~)

毎年,市内の団体が参加し,男女共同参画社会の実現をめざし,市民意識の高揚を目的に講演会などを行います。

令和4年度

講 師:杉山 文野氏

(㈱ニューキャンバス代表)

テーマ:「はじめてのLGBTQ~性の多様性と人権~」

(4) 男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行(平成12年度~)

市民各層に男女共同参画の意識づくりを進めるため、市民のニーズに沿った情報誌を発行します。

(令和4年度 Vol. 68 · 69 各5, 000部発行)

- ※ 昭和47年度~「はこだての婦人」発行
- ※ 平成24年度から女性センター指定管理者に業務委託

(ウ) 男女共同参画啓発誌の発行(平成13年度~)

男女共同参画の意識づくりについては、若年層から裾野を広げていくことが、より効果的であることから、小中学生向け啓発誌を作成します。 (令和4年度 小学生版1,900部、中学生版2,100部発行)

(エ) ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業の実施(平成30年度~)

男女共同参画社会の形成に必要なワーク・ライフ・バランスを推進する ため、企業や高等教育機関等にアドバイザーを派遣します。

令和4年度実施回数

企 業 1社

高等教育機関等 3校

(オ) 性的少数者への理解の促進(平成30年度~)

LGBT等性的少数者が、ありのまま生きられるよう、偏見のない地域 社会の実現を目指し、啓発パンフレットの作成により市民への啓発に努め ています。

令和4年度3,000部発行

(カ) LGBT フレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業の実施(令和3年度~)

企業における性の多様性を尊重した取組みを推進するため、事業所や団 体等にアドバイザーを派遣します。

令和4年度実施回数

企業4社(7回派遣)

(*) 性の多様性理解促進等事業の実施(令和4年度~)

「性の多様性に関する上映会」

性の多様性に関する市民理解の促進と、「函館市パートナーシップ宣誓制度」の周知を図るため、LGBT等性的少数者をテーマとした映画の上映会を実施します。

上映映画「彼らが本気で編むときは、」

「市職員向け性の多様性研修」

市職員が、性の多様性について正しい知識を持ち、理解を深めることにより、市民に適切に対応するとともに、LGBT等性的少数者に対するハラスメント等のない職場環境づくりを推進するため職員研修を実施します。

令和4年度 講師 竹原 恭氏(竹原社会保険労務士事務所, LGBT フレンドリー企業推進アドバイザー)

「当事者による講演会およびトークセッション」

(RHP主催「虹をはいて歩こう2022」との連携事業)

性的少数者に関する活動団体「レインボーはこだてプロジェクト(RHP)」が主催する「虹をはいて歩こう」の連携事業として、性の多様性に関する市民理解を促進するため、講演会およびトークセッションを実施します。

令和4年度

講演会

講 師:満島 てる子氏

(さっぽろレインボープライド副実行委員長)

テーマ:「ともに認め合う社会に向けて」

トークセッション

登壇者:満島 てる子氏(さっぽろレインボープライド副実行委員長)

国見 亮佑氏(にじいろほっかいどう理事長)

たかし氏(国見 亮佑氏パートナー)

(ク) 父親向け家事講座の実施(令和4年度~)

男性が気軽に家事に参画するきかっけとなるよう,家事に不慣れな父親 とその子どもを対象にした、初心者向け家事講座を実施します。

令和4年度 3回実施(参加者 24組 54名)

イ 政策や方針決定過程への女性の登用促進

女性人材リストの作成(平成25年度~)

政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、あらゆる分野への女性の活躍の場を拡げるため、様々な分野にわたる人材を「女性人材リスト」に登録し、庁内各部局へ女性人材の情報提供を行っています。

(5) 函館市パートナーシップ宣誓制度(令和4年度~)

性の多様性への理解が進み,市民一人ひとりが互いの個性や多様性を認め合い,誰もが自分らしく暮らせるまちとなることを目指し,制度を導入しています。

(6) 女性つながりサポート事業(令和3年度~)

女性が社会との絆・つながりを回復することを目的として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、さまざまな不安を抱える女性への相談支援や居場所の提供に併せて生理用品の提供を行います。

(7) 女性団体への運営補助

函館市女性会議補助金(昭和61年度~)

函館市の女性団体が連絡協調し、女性団体活動を推進し、女性の地位向上を 図るとともに、男女共同参画社会の形成を目指した本市のまちづくりに貢献す ることを目的として、補助金を交付しています。

(令和4年度 補助金200,000円)

(8) 函館市女性センターにおける施策の推進

女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進をめざして、学習講座や教養講座などを開催するとともにセンターを利用しているグループの育成支援に努めます。

・平成18年度から指定管理者制度導入

(平成18年度~20年度 函館家庭生活カウンセラークラブ)

(平成21年度~23年度 にっぽん生活文化楽会)

(平成24年度~28年度 にっぽん生活文化楽会)

(平成29年度~令和3年度 にっぽん生活文化楽会)

(令和4年度~令和8年度 にっぽん生活文化楽会)

§ 5 国民健康保険事業 (別掲こくほはこだて参照)

§ 6 国民年金事業

1 国民年金事業の概要

国民年金は、すべての国民を対象に、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的として、昭和34年に発足し、昭和36年に「国民皆年金」体制が始まりました。

昭和61年4月の改正においては、本格的な高齢社会に対応し、すべての国民を対象に基礎年金を支給する制度を創設しました。

その後も、多段階免除の導入(平成18年度)、受給資格期間の10年短縮(平成29年度)、産前産後期間の保険料免除の導入、年金生活者支援給付金制度の導入(令和元年度)等の改正があり、また、令和4年4月からは、老齢年金の繰下げ受給の上限年齢引上げ、繰上げ受給の減額率の見直し、国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え、同年5月からは、国民年金への加入手続きや保険料免除に関する電子申請の開始等、持続可能で国民に信頼される制度の構築を目指し、改正が繰り返し行われています。

国民年金事業は、国、市そして日本年金機構が密接に連携し合い取り組んでおり、 少子高齢化が急速に進んでいる中、全国民の所得保障の中核を担う制度として、将来 とも、制度の安定的な運営・充実が望まれています。

(1) 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者は、次の3種類に分けられます。

第1号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者,学生,無職の方など(外国 人登録されている方を含む)で20歳以上60歳未満の方			
第2号被保険者	厚生年金保険、共済組合等の加入者で65歳未満の方			
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳 未満の方			

このほか、次のような方が任意加入することができます。

- ・海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ・日本国内に住所のある厚生年金保険の老齢給付等を受けられる20歳以 上60歳未満の方
- ・昭和40年4月1日以前生まれで、年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方で、日本国内に住んでいる方または海外に住んでいる日本人の方(ただし、受給資格期間を満たすまでの期間)

(2) 国民年金の保険料

国民年金の第1号被保険者および任意加入者は、保険料を納めなければなりません。また、より高い老齢給付を望む第1号被保険者・任意加入者は、希望により付加保険料を納めることができます。

・定額保険料 月額 16,520円 (令和5年度)

付加保険料 月額 400円

① 免除・納付猶予制度

保険料を納めることが困難な方には,保険料の免除制度,納付猶予制度,学生 には納付特例制度があります。

法定免除	生活扶助を受けているときや、障害年金を受けているとき。
産前産後期間 の免除	出産前後の一定期間の保険料については,納付することを要せず保険料納付済期間に算入されます。
全額免除	前年所得額が全額免除の基準以下,または失業等により保険料納付が困難な場合に申請して承認されたとき,保険料の全額が免除され受給資格期間に含まれます。
一部免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除	前年所得額が一部免除の基準以下,または失業等により保険料納付が困難な場合に申請して承認されたとき,保険料の一部が免除されます。減額された保険料を納めた期間は,受給資格期間に含まれます。
納付猶予	前年所得額が基準以下の50歳未満の方で、申請し承認された とき納付が猶予されます。受給資格期間に含まれますが年金額 へ反映されません。
学生納付特例	前年所得額が基準以下の学生で、申請し承認されたとき、納付 が猶予されます。受給資格期間に含まれますが年金額へ反映さ れません。

(注) 厚生年金保険・共済組合の加入者である第2号被保険者とその被扶養者である第3号被保険者の保険料は、各々の制度でまとめて国民年金制度に拠出しますので、被保険者が保険料を支払う必要はありません。

ただし、第3号被保険者は、配偶者の勤務先経由での届出が必要です。

② コロナウイルス感染症の影響による特例の免除申請

国民年金保険料免除・納付猶予制度にかかる新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時特例措置については、令和4年度サイクル分までの申請をもって措置を終了しました。

なお、過去期間にかかる免除・納付猶予等は引き続き申請可能です。

(3) 国民年金の給付

① 基礎年金

ア 老齢基礎年金

<支給要件>

老齢基礎年金は、大正15年4月2日以後に生まれた方を対象として、保険料を納めた期間などが原則10年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。

<年金額>

・保険料を全期間(加入可能年数)納めた方

795,000円 (月額66,250円)

792,600円 (月額66,050円) 68歳以上

・免除や未納期間がある方

※ただし平成 21 年 3 月分までは、保険料納付月数+一部免除月数× $(1/2\sim5/6)$ +全額免除月数×1/3

<支給の繰り上げ、繰り下げ>

支給開始年齢は、希望によって60歳から64歳の間に繰り上げることができますが、支給年金額は一定の率で減額されます。また、支給年齢を繰り下げて65歳以降の希望する年齢から支給を受けることもできます。この場合、支給年金額は一定の率で増額されます。

昭和27年4月2日以降生まれの人の支給率				
繰り上げ(1ヶ)	月あたり0.5%減額)	繰り下げ(1ヶ月あたり0.7%増額)		
60歳~60歳11月	70.0 ~ 75.5%	65歳~65歳11月	100%(繰り下げ 該当なし)	
61歳~61歳11月	$76.0 \sim 81.5\%$	66歳~66歳11月	108. 4~116. 1%	
62歳~62歳11月	82.0 ~ 87.5%	67歳~67歳11月	116.8~124.5%	
63歳~63歳11月	$88.0 \sim 93.5\%$	68歳~68歳11月	125. 2~132. 9%	
64歳~64歳11月	$94.0 \sim 99.5\%$	69歳~69歳11月	133.6~141.3%	
65歳	100%	75歳	184%	

[※] 一度,減額・増額された年金額は生涯変わりません。

[※] 昭和37年4月2日以降生まれの人の繰上げ支給率は、0.4%減額です。

イ 障害基礎年金

<受給要件>

- (1) 被保険者期間中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
- (2) 60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
- ((1),(2)の場合とも障がいの状態が障害等級表の1級または2級であることが必要です。)

<納付要件>

初診日の前日に、保険料納付済期間と免除期間を合わせて、初診日の属する月の前々月までの加入期間が2/3以上あること(初診日が令和8年3月31日までにある場合、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がなければよいことになっています。)

<年金額>

基本額 1級 993,750円(月額82,812円)

990,750円(月額82,562円)68歳以上

2級 795,000円(月額66,250円)

792,600円(月額66,050円)68歳以上

加算額

障害年金を受けられるようになったとき、その方により生計を維持されている 18 歳到達年度の末日までにある子または障害等級が 1 級の状態にある 20 歳未満の子がいる場合は、次の金額が加算されます。

1人目, 2人目 各 228, 700円 3人目以降 各 76, 200円

なお、平成23年4月から、子の加算額の対象者は、障害基礎年金の受給権が発生した日の翌日以後に生計を維持することになった子(平成23年3月までに生計を維持することになった子も含めます)も対象とされています。

※ 特別障害給付金

<支給対象者>

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者 (厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者
- ((1),(2)に該当する方で,当時,任意加入していなかった期間内に初診 日があり,現在,障害基礎年金1級,2級相当の障がいに該当する方)

<支給額>

障害基礎年金1級に該当する方 月額 53,650円 障害基礎年金2級に該当する方 月額 42,920円

ウ 遺族基礎年金

<受給要件>

死亡した方の配偶者で18歳到達年度の末日までにある子または障害等級が1級,2級の状態にある20歳未満の子を扶養している場合

<納付要件>

死亡日の前日に、死亡した方の保険料納付済期間と免除期間を合わせて、 死亡日の属する月の前々月までの加入期間が2/3以上あること(令和8年 3月31日以前に死亡した場合、死亡日の属する月の前々月までの直近1年 間に滞納がなければよいことになっています)

<年金額>

基本額 795,000円

792,600円 68歳以上

加算額 子1人目, 2人目 228, 700円

子3人目以降 76,200円

- (ア) 配偶者が受けるとき・・・・・・基本額に子の加算を加えた額
- (イ) 子が受けるときの1人あたりの支給額 受給権のある子が1人・・・・・・・基本額

" 2人以上・・・・基本額に2人目以降の加算額を加え、 年金を受ける子の数で割った

② 国民年金の独自給付

ア 付加年金

国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢年金に付加年金が上乗せされて支給されます。

<年金額>

付加年金額 200円 × 付加保険料を納付した月数

イ 寡婦年金

<受給要件>

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて、10年以上ある夫が年金を受けないで死亡した場合に、夫によって生計を維持し、かつ10年以上の婚姻関係が継続している妻に60歳から65歳(60歳に達した日の翌月から、死亡するか、婚姻するか、65歳に達する日の属する月)まで支給されます。

<年金額>

夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の3/4

ウ 死亡一時金

<受給要件>

3年以上,国民年金保険料を納付した方が,年金を受けないで死亡したとき,その遺族に支給されます。

<一時金の額>

保険料を納付した期間に応じて、次表のとおり。

納付済	 期間	金額
36月以上	180月未満	120,000円
180月以上	240月未満	145,000円
240月以上	300月未満	170,000円
300月以上	360月未満	220,000円
360月以上	420月未満	270,000円
420月以上		320,000円

 $\frac{3}{4}$ 4分の1免除期間については $\frac{3}{4}$ 半額免除期間については $\frac{1}{2}$ 4分3免除期間については $\frac{1}{4}$ に相当する月数

(4) 福祉年金

この年金は、全額国が負担するので本人や配偶者または扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められています。

なお、昭和61年4月(改正法施行)から障害福祉年金の受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金・準母子福祉年金の受給者は遺族基礎年金に移行されたため、現在は老齢福祉年金だけが支給されています。

老齢福祉年金

<支給要件>

次のいずれかに該当する方に支給されます。

- (1) 明治44年4月1日以前に生まれた方が70歳に達したとき。
- (2) 明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が、生年月日に応じて一定期間(4年1月~7年1月)以上ある方が70歳に達したとき。

<年金額> 406,100円 (月額 33,841円)

2 国民年金事業の実施状況

加入の状況 (単位:人)

年度			被保険者数			
	人口	第1号(強制)	任 意	第 3 号	計	
H30	256, 772	29, 539	491	15, 472	45, 502	
R元	253, 340	28, 464	515	14, 742	43, 721	
R2	250, 022	28, 046	554	14, 084	42, 684	
R3	246, 256	27, 406	543	13, 390	41, 339	
R4	242, 467	26, 560	519	12, 532	39, 611	

[※] 各年度とも、年度末の人員を示しています。

納付の状況 (単位:月,%)

年 度	対象月数 A	納付月数 B	納付率 B/A
Н30	178, 002	109, 734	61. 7
R元	164, 935	164, 935 107, 148	
R2	152, 591	152, 591 104, 086	
R3	146, 356	102, 347	69. 9
R4	139, 479	101, 846	73. 0

[※] 各年度とも、年度末の月数を示しています。

免除者の状況 (単位:人,%)

左 庇	法 定 タ	2 除	申請多	克 除	合	計
年 度	免除者数	免除率	免除者数	免除率	免除者数	免除率
H30	5, 109	17. 3	11, 197	37. 9	16, 306	55. 2
R元	5, 025	17. 7	11, 171	39. 2	16, 196	56. 9
R2	5, 069	18. 1	11,618	41. 4	16, 687	59. 5
R3	5, 031	18. 4	11, 449	41.7	16, 480	60. 1
R4	4, 979	18. 7	11, 220	42.3	16, 199	61.0

[※] 各年度とも、年度末の人員を示しています。

受給権者の状況 (単位:人)

-						
	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	老齢基礎	81, 421	82, 554	83, 423	84, 074	84, 048
老齢	老齢 (旧法)	1, 164	965	788	656	549
年 金	通算 (旧法)	973	804	687	547	438
	計	83, 558	84, 323	84, 898	85, 277	85, 035
障害	障害基礎	5, 753	5, 792	5, 788	5, 841	5, 907
	障害 (旧法)	153	140	132	120	110
年 金	計	5, 906	5, 932	5, 920	5, 961	6, 017
遺族	遺族基礎	418	379	392	344	350
	寡婦年金	34	34	34	31	28
年 金	計	452	413	426	375	378
合	計	89, 916	90, 668	91, 244	91, 613	91, 430

[※] 各年度とも、年度末の人員を示しています。

§ 7 後期高齢者医療事業

1 後期高齢者医療事業の概要

(1)後期高齢者医療制度について

老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか,国民皆保険を維持し医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため,それまでの老人保健制度にかわって,高齢社会に対応し,かつ高齢者世代と現役世代の負担が明確化され,公平でわかりやすい独立した医療保険制度として後期高齢者医療制度が,平成20年4月に創設されました。

なお、後期高齢者の医療にかかる費用は、医療機関等での被保険者自身が支払う窓口負担金を除き、約5割を税金(国、都道府県、市町村)で、約4割を若い世代の方が加入する医療保険からの支援金で、約1割を高齢者の方の保険料でまかなわれ、国民みんなで支えあうしくみとなっています。

また,この制度は,道内すべての市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり,各市町村は、保険料徴収や窓口業務を行っております。

《参考》これまでの国の歩み

昭和48年 老人医療費の無料化(70歳~)

昭和58年 老人保健法の制定(老人保健制度の施行)

平成14年 老人保健制度の対象を段階的に引き上げ(70→75歳)

平成18年 健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、老人保健法が 高齢者の医療の確保に関する法律に改められる

平成20年 後期高齢者医療制度が施行

(2) 本市の被保険者数の推移(各年度末)

平成30年度 44,242人

令和 元 年度 44,426人

令和 2 年度 44,374人

令和 3 年度 44,828人

令和 4 年度 45,913人

2 後期高齢者医療制度の主な内容

(1) 対象者(被保険者)

- 75歳以上の方(75歳の誕生日から加入,手続きは必要ありません。)
- 65~74歳で一定の障がいのある方(任意加入,申請手続きが必要です。) 「一定の障がいのある方」とは…
 - ・国民年金などの障害年金1,2級を受給している方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1,2級に該当する方
 - ・身体障害者手帳1~3級と4級の一部に該当する方
 - ・療育手帳A (重度) 判定に該当する方

(2) 受けられる給付

医療機関等では一部負担金を支払い, 医療の給付を受けることができます。 主な給付は, 保険適用の入院・通院・薬剤・訪問看護等の費用

※入院したときの食事代や保険が適用されない差額ベッド代など保険診療外経費は対象外

また,コルセットなどの補装具を購入した場合,料金をいったん全額お支払いいただきますが、申請により一部負担金を除いた分が支給されます。

(3) 一部負担金

医療機関等で支払う一部負担金(窓口負担)は、医療費の原則1割です。 ただし、現役並み所得者の方は、3割となります。

また、令和4年10月から、一定以上所得者の方は、2割となっています。 この割合は前年の所得を基に判定し、8月から翌年7月まで適用されます。 なお、同じ月に同一の医療機関等に支払う一部負担金は、自己負担限度 額までとなっています。

- ◎現役並み所得者(3割負担)とは、本人または同一世帯の被保険者の方の住民税の課税所得が145万円以上の方。ただし、下記の要件(1)と(2)のどちらにも該当する場合は1割または2割負担となります。
 - (1) 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯
 - (2) 同一世帯の被保険者の「所得金額-基礎控除額(最大で43万円)[※]」 の合計が210万円以下

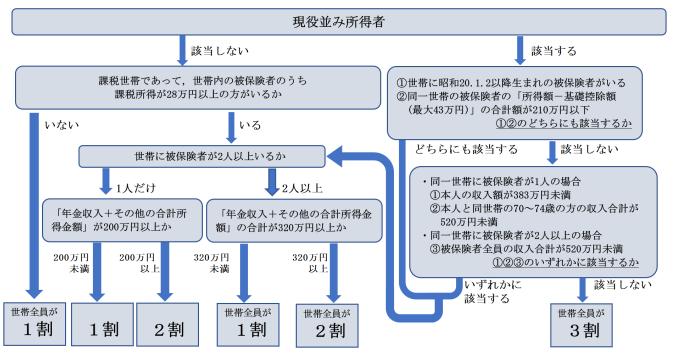
※前年の所得金額により控除額が異なる場合があります。

なお、次のいずれかに該当する場合は、1割または2割負担となります。

- ◆同一世帯に被保険者が1人のみの場合
 - ・被保険者本人の収入の額が383万円未満のとき、または同一世帯にいる70 ~74歳の方と被保険者本人との収入の合計額が520万円未満のとき
- ◆同一世帯に被保険者が2人以上いる場合
 - ・被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき

◎ (令和4年10月から) 2割負担となる一定以上所得者とは、本人または同一世帯の被保険者の方の住民税の課税所得が28万円以上の方で、同一世帯に被保険者が1人のみの場合は、「年金収入+その他の合計所得金額※」が200万円以上の方。同一世帯に被保険者が2人以上いる場合は、「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円以上の方。

図 <一部負担金(窓口負担)の判定フロー>



「課税所得」 … 住民税納税通知書の「課税標準」の額

(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を 差し引いた後の金額)

「収入」 … 所得税法上の収入金額であり、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額

「年金収入」 … 遺族年金や障害年金は含まない

「その他の合計 … 年金収入以外の事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額 。

(4) 高額療養費支給制度と自己負担限度額

1か月に支払った一部負担金が限度額を超えた場合,超えた分が後から高額療養費として支給されます。

- 複数の医療機関等を受診した場合,支払った一部負担金の合計額が限度 額を超えたとき
- 入院を含む世帯の自己負担額の合計が世帯の限度額を超えたとき (同一世帯に後期高齢者医療制度で医療を受ける方が複数いる場合は、合算になります。)

高額療養費の支給対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合から「高額療養費支給申請書」が送付されます。

申請は、初回のみでそれ以降に発生した高額療養費は、自動的に支給されます。

- ※ 領収書の提出の必要はありません。
- ※ 申請書が届いてから2年以内に申請しなければ時効となります。

表1 <自己負担限度額および標準負担額等>

		白コ	台 切阻	標準	標準負担額 ※4			
=	自己負担限度額		負担限及領	一般病床	療養病	床 ※5		
1.	万 待 区 刀	外来	外 来 + 入 院	食 費	食費	居住費		
	T	(個人ごと)	(世帯および個人)	(1食当たり)	(1食当たり)	(1日当たり)		
現役並	現役Ⅲ		費-842,000円)×1% ※1 100円) ※2					
並み所得者	現役Ⅱ		67, 400 円 + (医療費-558, 000 円)×1% ※1 (93, 000 円) ※2 80, 100 円 + (医療費-267, 000 円)×1% ※1 (44, 400 円) ※2		460円 (一部医療			
(3割)	現役I				(一部医療 機関では 420円)	370 円		
_	·定以上所得者					0.013		
<u> </u>	般Ⅱ (2割)	18,000 円 ※3	57,600円 (44,400円)※2					
<u> </u>	般 I (1割)							
低所得者	区分Ⅱ		24, 600 円	210円 (160円) ※ 7	210 円			
得者(1	区分 I	8,000円	15, 000 円	100円	130 円			
割)	区分 I (老齢福祉年金受給者)		10, 000 1	100 1	100円			

- ※1 医療費の総額が現役Ⅲは842,000円, 現役Ⅱは558,000円, 現役Ⅰは267,000円を超えた場合, 超えた額の1%が加算されます。
- ※2()内は、過去1年間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です。
- ※31年間(8月から翌7月)の外来の自己負担額合計の限度額は144,000円となります。
- ※4 入院したときには医療費の自己負担額のほかに、食費などの自己負担(標準負担額)がかかります。
- ※5 医療の必要性の高い方の食費は一般病床と同額になります。また都道府県発行の指定難病の医療受給 者証をお持ちの方は居住費の負担はありません。
- ※6()内の260円は、都道府県発行の指定難病の医療受給者証をお持ちの方の標準負担額です。
- ※7 ()内の160円は,入院91日目以降の標準負担額です。
- ◎2割負担となる方について、令和4年10月から3年間(令和7年9月診療分まで)は、 1か月の外来医療の負担増加額を3、000円までに抑える配慮措置があります。 配慮措置が適用となる場合は、後日、高額療養費として支給します。

(5) 高額介護合算療養費支給制度

1年間(8月1日から翌年7月31日)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、表2の限度額を超えたときは、申請により、超えた額がそれぞれの保険から支給されます。

高額介護合算療養費の支給対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合から「高額介護合算療養費等支給申請書」が送付されます。

申請は毎年必要です。

- ※ 領収書の提出の必要はありません。
- ※ 申請書が届いてから2年以内に申請しなければ時効となります。

表2 <自己負担限度額(合算額)>

Ī	所得区分	自己負担限度額	Ē	听得区分	自己負担限度額
現役並	現役Ⅲ	2 1 2 万円		般Ⅰ・Ⅱ	5 6 万円
み所	現役Ⅱ 141万円		低所	区分Ⅱ	3 1 万円
得者	現役 I	現役 I 6 7 万円		区分I	19万円

(6) 低所得者への軽減措置

住民税非課税世帯の方の自己負担額や食費が低くなる制度があります (表1参照)。 医療機関等の窓口で支払う自己負担限度額や標準負担額について、区分 I 、 II の適用を受けるためには、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証」 の交付を受けて医療機関等の窓口に提示する必要があります。

表3 <低所得区分と認定要件>

区分	認定要件
区分Ⅱ	本人および同一世帯の方全員が住民税非課税の方
区分I	①本人および同一世帯の方全員が住民税非課税で、かつ、本人および同一世帯の方全員の所得額が一定の基準額以下であること ※一定の基準額:総所得金額・山林所得額等がすべて0円 ②本人および同一世帯の方全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者

(7) 現役並み所得者の高額療養費の適用について

現役並み所得者の方が医療機関等の窓口で支払う自己負担限度額について,現役 I, IIの適用を受けるためには,あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関等の窓口に提示する必要があります(現役Ⅲの方は保険証のみで自動的に適用されます)。

表4 <現役区分と認定要件>

区分	認 定 要 件
現役Ⅲ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ	住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者と,その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役 I	住民税課税所得が380万円未満の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 で、保険証の負担割合が3割の方

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者への支援

新型コロナウイルス感染症に感染した場合など(※1)に、給与の支払いを受けている被保険者に対し、申請により傷病手当金が支給されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の被保険者の方は、申請により後期高齢者医療保険料(※2)が減免されます。

- ※1 令和5年5月7日までに労務に服することができない期間がある場合
- ※2 令和5年3月に後期高齢者医療制度の資格を取得したことにより、令和5年4月以降に決定された令和4年度分の保険料(納期限が令和5年4月1日~令和5年12月31日のもの)

§ 8 戸 籍 業 務

1 戸籍・住民基本台帳に関する業務の概要

(1) 戸籍・住民基本台帳に関する業務は、住民の社会生活に最も身近な戸籍、住 民基本台帳、印鑑登録およびマイナンバー(個人番号)を中心に、市行政の 一翼を担っています。

ア 戸籍制度

国民の出生から死亡に至るまでの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を明らかにし、これを公証する唯一の制度です。令和5年3月末現在、本籍数137、039戸、本籍人口292、362人となっています。

イ 住民基本台帳制度

住民の届出によりその居住関係を記録し、これを公証する制度です。

選挙, 国民健康保険, 国民年金等, 住民に関する事務の礎となっています。

ウ 印鑑登録制度

住民基本台帳を基に個人の印鑑を登録し、住民の不動産登記、自動車の登録、公正証書の作成等、権利義務の発生、変更等に広く利用されている制度です。本市では、登録証明事務の事故防止に万全の注意を払い、市民の財産や権利の保護に努めています。

エ マイナンバー (個人番号) 制度

住民票を有する方(外国人含む)に1人1つの番号(12桁)を付して, 社会保障,税,災害対策の分野で効率的に情報管理し,透明性・利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。本市では,マイナンバー(個人番号)を住民に確実に通知し,また,マイナンバー(個人番号)カードを申請された方への迅速な交付に努めています。

(2) 函館市の人口

戦時中は一時20万人を割ったものの、昭和41年に銭亀沢村、昭和48年に亀田市、平成16年12月には戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町と合併し、令和5年3月末現在で139、419世帯、242、467人となっています。

また、国際交流の活発化に伴い、 函館市に居住する外国人も増加し、令和5年3月末現在の外国人人口数は1、230世帯(複数国籍世帯を含む)、1、341人に達しています。

(3) 事務処理の効率化

平成元年2月13日から住民基本台帳・印鑑登録等の住民記録をオンライン化し、住民サービスの向上、事務の効率化に取り組んできましたが、平成19年3月3日には、戸籍事務電算処理システムの導入により、戸籍関係のサービスを大幅に改善するなど、各種証明書発行事務、諸届書の処理事務の効率化に努めています。

住民基本台帳の世帯数と人口

(各年度末現在)

年 度		世帯数		世春		住民基本台帳人口			
-	Η ,	泛			前年比(%)	男	女	計	前年比(%)
	H30)		141,807	99. 6	116, 771	140, 001	256, 772	98. 7
	R元			141, 221	99. 6	115, 202	138, 138	253, 340	98.7
	R2			140, 972	99.8	113, 482	136, 540	250, 022	98.7
	R3			140, 115	99. 4	111,857	134, 399	246, 256	98. 5
	R4			139, 419	99. 5	110, 271	132, 196	242, 467	98. 5
	本		庁	44, 476	99. 2	32, 274	39, 871	72, 145	98.3
内	湯		Ш	25, 645	99. 6	19, 459	24, 272	43, 731	98. 5
	銭	亀	沢	3, 416	99. 0	2,775	3, 218	5, 993	97. 1
	亀		田	60, 477	99.8	51,069	59, 688	110, 757	98.8
	戸		井	1, 233	98. 0	1,004	1, 199	2, 203	95. 9
	恵		山	1, 433	99. 2	1, 187	1, 276	2, 463	97.4
訳	椴	法	華	416	97. 7	361	413	774	97.4
	南	茅	部	2, 323	97. 9	2, 142	2, 259	4, 401	95.8

[※]平成24年7月より外国人住民の人口と世帯数が住民基本台帳に含まれています。

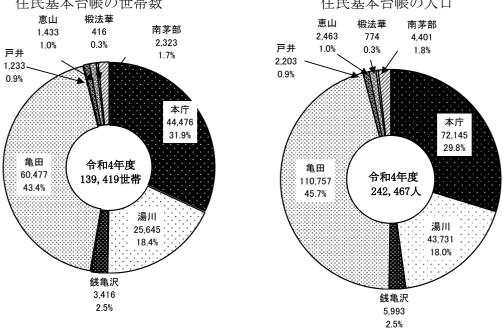
本籍数と本籍人口

(各年度末現在)

年 度	本籍数		本籍人口	
		前年比(%)		前年比(%)
Н30	143, 065	99. 1	310, 955	98. 7
R元	141, 711	99. 1	306, 273	98. 5
R2	140, 373	99. 1	301, 851	98.6
R3	138, 885	98. 9	297, 411	98. 5
R4	137, 039	98. 7	292, 362	98. 3



住民基本台帳の人口



※ 端数処理で小数第2位を四捨五入しているため、世帯数(管内別)の合計割合が100%になっていません。

外国人住民人口と世帯数(複数国籍世帯を含む)

(各年度末現在)(単位:人,世帯)

	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人	男	365	455	404	384	555
	女	641	687	717	598	786
員	計	1,006	1,142	1,121	982	1,341
	世帯数	898	1,035	1,026	877	1,230

住民基本台帳処理件数

(単位:件)

	区	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	出	生	1,365	1,206	1,187	1,117	1,014
職権	死	亡	3,636	3,794	3,663	3,847	4,180
記	職村	雀記載	1	1	1	0	1
載 •	職村	雀消除	33	30	28	24	21
消	職材	を 修正	834	796	720	570	1,063
除等	そ	の他	3,574	3,645	3,257	3,033	2,750
.,	通	知 書	7,571	7,335	6,844	6,801	6,456
	転	入	6,975	6,999	6,668	6,333	6,860
届	転	出	7,799	7,606	7,242	7,048	7,094
出記	転	居	8,473	8,504	8,135	7,647	7,286
載	世春	帯変更	2,881	2,938	2,977	2,803	2,809
	法第3	80条の47	5	13	7	4	3
	合	計	43,147	42,867	40,729	39,227	39,537

[※] その他は, 届出修正, 戸籍異動, 職権回復, 転出取消, 失踪宣告, 帰化, 国籍取得, 国籍喪失

印鑑登録件数

(単位:人,件)

						(平匹・バ, ロ)
	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
印卸	濫登録者数	173,307	171,757	170,227	168,534	166,363
	新規登録	9,436	9,128	8,440	8,107	7,599
出件	亡失·廃止	3,697	3,562	3,186	2,935	2,630
件数	計	13,133	12,690	11,626	11,042	10,229

[※] 印鑑登録者数は各年度末の登録者数

個人番号関係処理件数

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
記載変更	9,973	9,838	4,981	5,380	7,358
通知カード返	納 51	69	5	1	1
マイナンバーカード近	至納 16	13	10	13	31
在留期間更新	0	6	18	16	29
電子証明書	2,573	8,676	36,266	39,340	68,550
電子証明書(有	科) 42	64	213	260	465
電子証明書(無	(科) 2,531	8,612	36,053	39,080	68,085
合 計	12,613	18,602	41,280	44,750	75,969

- ※ 通知カード、マイナンバーカード返納は国外転出分
- ※ 電子証明書は、平成30年度まで住民基本台帳カード分を含む
- ※ 通知カードの新規発行,記載事項変更の手続等は令和2年5月25日以後廃止

戸籍処理件数 (単位:件)

广相处还什数					(単位:件)
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出生	2,081	1,768	1,752	1,599	1,493
国籍留保	19	20	25	10	13
認知	70	50	52	55	29
養子縁組	261	254	260	178	186
養子離縁	86	71	60	63	53
法第69条の2 法第73条の2	3	5	0	2	5
婚姻	2,657	2,831	2,440	2,315	2,117
離婚	737	750	711	609	597
法第75条の2 法第77条の2	349	353	341	299	271
親権・後見他	33	20	26	10	10
死亡	4,824	5,107	4,961	5,234	5,712
失踪	7	6	6	5	3
復氏	5	6	5	6	6
姻族関係終了	14	8	11	5	11
相続人廃除	0	0	0	0	0
入籍	572	568	570	423	386
分籍	96	70	71	75	77
国籍取得	1	0	4	1	0
帰化	3	3	4	0	2
国籍喪失	2	0	2	5	3
国籍選択	7	2	1	1	5
外国国籍喪失	1	0	0	0	0
氏の変更	44	39	26	25	25
名の変更	5	7	10	13	7
転籍	1,397	1,421	1,163	1,149	1,146
就籍	0	0	0	1	0
訂正・更正	173	161	214	118	132
追完	5	1	3	0	1
その他	5	10	11	8	6
不受理申出	59	87	53	51	46
計	13,516	13,618	12,782	12,260	12,342

証明件数 (単位:件)

]	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	戸籍	全部事項証明(#	誊本)	36, 277	37, 035	33, 685	32, 861	33, 789
戸	厂稻	個人事項証明(打	少本)	7, 713	7, 371	6, 021	5, 060	5, 422
	除籍	全部事項証明(#	誊本)	17, 922	18, 378	18, 396	19, 752	5, 372
籍		個人事項証明(打	少本)	168	185	176	219	139
.,	平成	謄	本	10, 246	10, 425	10, 110	10, 422	27, 204
HH	改原	抄	本	116	102	112	98	200
関	戸籍の記載			53	46	16	40	20
	除籍の記載			0	0	0		0
係	受理		般	319	384	321	358	334
		上質	紙	33	48	23	31	13
住民	住民票			132, 508	124, 483	118, 866	117, 847	114, 731
基	住民票(Д			185	163	152	159	172
本	住民票(智			0	0	0		1
台帳	戸籍の附別			6, 577	6, 576	6, 484	6, 705	6, 873
関	記載事項記			1, 448	1, 556	1, 411	1, 298	1, 389
係	閲覧			2, 759	3, 843	1, 261	1, 385	1, 662
番	通知カー			1, 518	1, 008	109		
号	個人番号を			59	79	232	267	471
印鑑	印鑑登録記			65, 793	62, 961	59, 328	54, 742	53, 076
関	印鑑登録記			0	0	0		0
係	印鑑登録記			2, 745	2, 647	2, 337	2, 153	1, 974
			分	3, 154	2, 783	2, 855	2, 766	2, 731
そ	諸		在	353	389	329	310	381
	_		火	489	462	445	404	451
0)	証		金	771	660	523	531	507
	明		火	7	7	12	4	32
他	-01		明	271	306	240	275	230
			人	-	-	-		
	小	計		291, 484	281, 897	263, 444	257, 687	257, 174
	公的年金			60	14	2	0	1
	出稼手帳			21	29	11	11	18
	住基コー	K		165	125	106	92	108
	通知カー	ド (無料)		76	110	8	-	-
公	個人番号ス	カード (無料)		2, 625	6, 700	26, 111	34, 152	61, 507
的年	出産育児-	一時金		24	19	16	12	15
金	諸証明(2	本籍更正・不受	理)	1		1	0	0
等		111条関係		63	87	176	192	181
		済法83条関係		0	1	0	0	3
		文字変更(電算位	(k)	0	1	0	2	0
		或修正(電算化)	۵/	0	1	0	0	0
				-		Ÿ.	- v	•
*	合の用を除く	計		294, 519	288, 983	289, 875	292, 148	319, 007

[※] 公用を除く

火葬および埋葬許可件数

	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
火	死 体	3, 833	4, 002	3, 859	4, 128	4, 439
葬	死 胎	63	59	44	39	42
埋	死 体	0	0	0	0	0
葬	死 胎	0	0	0	0	0
	合 計	3, 896	4, 061	3, 903	4, 167	4, 481

[※] 通知カードの新規発行、記載事項変更の手続きは令和2年5月25日以降廃止

	1	Ŋ			ľ		Ş				Ī		Ī						一一	市和3年3月末現住	(年位:1件)
種別戸籍全部事項証明					_	K	K					1	1	+	h	+, 64	h +	#	1111	í	
戸籍全部事頂証明	<u></u>	E N	# **	一片	⊞	第田、窓口	用がい	湯川支容口	支 所	銭亀沢3	友所 田	万井文所 8 口一概 柒	# *		F	概法:	板法華文別 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		用多部文所 二十二 张一次 田	ת עון	総
	42.199	0.057	.602	418		8.821	382	1.751	26	501	.540	1 1	1	273	1	96	Į	469	1 →	2.174	45.416
户籍個人事項証明 1	4,958	1,300	857	69	395	1,421	89	742	19	92	15			28	1	23		103			5,832
電算化後:除籍全部事項	8,508	1,724	1,722	72	2,605	983	62	544	25	72	669	36 3	5	45	2	81	10	19	2		8,693
電算化後:除籍個人事項	162	16	88		25	12		18		1	1					1		2			165
電算化前:謄本	44,442	7,468	12,262	442	14,720	3,811	180	2,016	29	202	3,274	137 3	31	195	5	09	14	356	2	/	45,252
電算化前:抄本	266	15	143		19	19		23			5									\backslash	266
戸籍の記載事項証明	20	13	3			1	-	2		1											20
除籍の記載事項証明																					
受理証明	332	166	24	13		82	5	35	1	9								2		\	334
受理証明(上質紙)	13	12				1														\setminus	13
住民票	103,209	32,590	9,617	1,572	5,907	33,666	1,227	15,940	325	1,340	1,025	315 1,123	62	299	1	250		1,173	415 19	14,511	121,745
住民票(広域交付)	167	26		9		48	4	11		1		1				2	4	2		\	176
住民票(電子申請)	1	1																		\	
戸籍の附票	26,709	1,943	2,798	92	18,282	991	29	428	23	49	2,074	17 8	30	11	4	2		43	2	2 434	27,265
記載事項証明(住)	1,363	511	2	14		263	28	220	11	11		8		9		1		11		\	1,389
	6,423	1,614		48	4,761															\	6,423
印鑑登録証明	43,144	15,127		829	14	16,570	693	8,924	161	977		292		223		246	1	1,130		7,725	53,091
印鑑登録証明(電子申請)																				\setminus	
印鑑登録証交付	1,906	989		18		725	20	406	5	46		5		18		8		37		\setminus	1,974
身分証明	2,665	995	543	24		734	25	308	17	19		9 1		23		10		23		\setminus	2,731
不在証明	399	226	90	14	20	35		13		I		1						1		\backslash	401
大火証明	536	67	359	2	72	15	2	5	1		13									\backslash	536
年金証明	500	202		3		157	1	131		9		2		3		2				\backslash	507
埋火証明	32	3	24			4		П												\backslash	32
5名5正9B	229	36	147	4	1	25	2	14										2		\setminus	231
廃棄証明	1				1															\setminus	1
公的年金	1							1					\setminus							\setminus	1
出稼手帳	13	2				9		3		2					\setminus			4			18
住記コード	103	36				45		22				1		3							108
個人番号カード(無料)	58,502	27,829				20,094		9,129		1,450		641	\setminus	827		252		1,285		\setminus	61,507
出産育児一時金	15	10				2		3							\setminus						16
諸証明(本籍東正・不受理)																					
労基法57,111条関係	179	46				91		41		1											181
石綿被害救済法83条	3	2				1									\setminus						673
戸籍氏名文字変更(電算化)																				\setminus	
																		_/	/		
和	347,000 102,794		34,285	3,485	56,894	88,923	2,728	43,731	752	4,762	8,646	1,634 1,141	157	2,654	14	126	33	4,706	435 47	25,535	384,327
事 田	450	168				158		110		14	\setminus	6		6							465
個人番号カード	456	170		\int_{0}^{∞}		160		112		141	$\overline{\mathbb{I}}$	2 2		2 2 1	$\sqrt{}$		$\sqrt{}$	= =	/		471

各種届出等件数 (令和4年度)

各種届出等件	致(力利4		-1io士==== /-	+ hn IH/\	1		4 + 2 2 2	/+加亚八		(単位:件)
		本げおる	び3支所受付	1	_		4支所受			4/\ =⊥
種別	計	本 庁	湯 川 支 所	銭亀沢 支 所	亀 田 支 所	戸 井 支 所	恵 山支 所	椴法華 支 所	南茅部 支 所	総計
主民記録関係										
髷 転 入	6, 746	3, 916	793	33	2,004	7	56	13	41	6, 863
転 出	6, 991	3, 765	995	40	2, 191	7	28	10	58	7, 094
転 居	7, 130	2, 982	1, 312	72	2, 764	22	38	13	83	7, 286
出世帯変更	2, 691	1,601	352	30	708	21	26	7	64	2, 809
届出修正	89	21	17	0	51	0	3	1	0	9:
戸籍異動	2, 480	1, 371	314	15	780	0	5	3	10	2, 498
1 生	997	447	151	6	393	0	1	1	15	1, 014
死 亡	4, 133	3, 923	135	7	68	1	25	4	17	4, 180
雀 職権修正	1, 058	836	55	1	166	0	2	2	1	1, 065
その他*	180	104	21	2	53	0	0	0	1	181
小 計	32, 495	18, 966	4, 145	206	9, 178	58	184	54	290	33, 08
卩鑑登録関係										
印鑑登録	7, 391	3, 142	1, 220	115	2, 914	24	47	22	115	7, 599
印鑑廃止	2, 532	943	541	68	980	10	22	10	56	2, 630
小 計	9, 923	4, 085	1, 761	183	3, 894	34	69	32	171	10, 229
籍関係										
出 生	1, 476	859	167	9	441	0	1	1	15	1, 493
死 亡	5, 664	5, 414	150	7	93	1	26	4	17	5, 712
婚 姻	2, 110	1, 933	39	1	137	0	3	1	3	2, 117
離 婚	595	373	51	2	169	0	0	1	1	597
転 籍	1, 138	732	119	7	280	0	0	3	5	1, 140
その他届出	1, 225	789	115	6	315	0	2	1	3	1, 23
不受理申出書	59	41	7	1	10	0	0	0	0	59
小 計	12, 267	10, 141	648	33	1, 445	1	32	11	44	12, 35
主居表示関係										
建築物等新築届	572	572	_	_	_	_				57:
固人番号関係										
記載変更	7, 284	3, 512	1, 019	57	2, 696	9	19	10	36	7, 358
通知カード返納	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
マイナンバー カード返納	29	15	5	0	9	0	0	0	2	3:
在留期間更新	29	29	0	0	0	0	0	0	0	29
電子証明書	65, 491	31, 317	10, 509	1, 525	22, 140	640	858	265	1, 296	68, 550
小 計	72, 834	34, 874	11, 533	1, 582	24, 845	649	877	275	1, 334	75, 96
の他受付										
転入学指定書	126	80	11	0	35	-	_	-	-	12
母子健康手帳	104	22	20	2	60	1	1	0	0	10
出稼労働者手帳	6	1	3	2	0	0	1	0	4	1
合 計	128, 327	68, 741	18, 121	2, 008	39, 457	743	1, 164	372	1, 843	132, 449

^{*} その他 (職権記載,職権消除,職権回復,転出取消,失踪宣言,帰化,国籍取得,国籍喪失)

[※] 住民記録関係と印鑑登録関係については、本市での受付件数

[※] 戸籍関係については、他市町村等から送付された件数も含む

[※] 通知カード、マイナンバーカード返納は国外転出分

2 電話予約による住民票の写し等の交付

平成5年6月から、完全週休2日制の実施に伴う市民サービスとして開始しました。

開始当初は、土曜日のみの交付でしたが、現在では交付日を拡大、交付時間も延長して、市民ニーズに応じたサービスを進めています。

電話予約による住民票の写し等交付概要

予約できる証明書 (申請できる方)	予約の受付 時間・場所	証明書の交付 時間・場所
住民票の写し 本人分または同一世帯員分 (本人および同一世帯員)	受付時間 〇平日(月~金) 当日の8:45 ~16:00 〇土・日・祝日・年末年始休暇	交付時間 ○平日(月~金) 当日の17:30 ~22:00 ○土・日・祝日・年末年始休暇
印鑑登録証明書 本人分 (本人およびその代理人)	の直前の開庁日の 8:45 ~16:00 受付場所 市民部戸籍住民課 21-3168	閉庁日の 8:45~22:00 交付場所 市役所本庁舎宿日直室

電話予約による住民票の写し等の発行件数

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度
住民票の写し	608	582	517	407	370
印鑑登録証明書	288	218	193	172	148
合 計	896	800	710	579	518

3 住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)

住民基本台帳法の一部改正により、平成14年8月5日から各市区町村の住民基本台帳のネットワーク化が図られました。また、マイナンバー(個人番号)制度については、平成27年10月5日から住基ネットを介してサービスが開始されました。

〈住基ネットによるサービス〉

	○ 国の行政機関等へ申請・届出を行う際,住民票の
亚产14年0日本6	写しの添付の省略が可能になりました。
平成14年8月から	(法律で定められた事務に限定されます。また,
	住民票コードの提示が必要です。)
	○ 希望者に住民基本台帳カード(以下,「住基カー
	ド」といいます。) が発行され, 電子証明書の保存
	用カードとして利用できるようになりました。
	○ 住民票の写しの交付が全国どこからでも受けら
平成15年8月から	れるようになりました。(本人と同一世帯員分に限
	定されます。)
	○ 住基カードを使用した特例の転出届をすると,
	転入手続きの際、住基カードを提示することによ
	り転出証明書が不要となりました。
	○ 住基カードをお持ちの方が転出した場合,これ
平成24年7月から	まで同カードを返納することとされていました
平成24年1月から	が、転入先において引続きご使用になることが可
	能となりました。
平成25年7月から	○ 外国人住民に対する住基ネットのサービスが開
平成25年 7 月 から	始されました。
	○ 住民票のある全ての方にマイナンバーが付番さ
	れ、マイナンバーの通知カードの交付とマイナン
	バーカード(本人の申請により交付され,個人番号
	を証明する書類や公的な身分証明書として利用で
平成27年10月から	き,また,様々な行政サービスを受けることができ
	るようになる顔写真付の IC カード。電子証明書の
	保存など,住基カードで受けられたサービスも利
	用可能です。)の交付申請の受付が開始されまし
	た。

平成27年12月	○ 住基カードの交付申請の受付と同カードへの電
	子証明書の交付サービスが終了しました。
	※ 交付済の住基カードと電子証明書は住所異動
	等により失効しない限り有効期間まで有効です。
平成28年1月から	○ マイナンバーカードの交付が開始されました。

4 公的個人認証サービス

国や地方公共団体における行政手続きの一部が、インターネットを利用して行えるようになり、平成16年1月29日から、インターネットを利用した申請・届出を行う際、他人によるなりすましや改ざんを防止するための電子証明書の交付(公的個人認証サービス)を行っています。

現在,電子証明書には以下の2種類があります。

○ 署名用電子証明書

- ・インターネット等によるオンライン手続きや電子文書を送信する際などに、なりすましや文書の改ざん等の危険を防ぐための本人確認手段
- ・電子証明書が格納された住基カードまたは署名用電子証明書が格納されたマイナンバーカードをお持ちの方がご利用できます。

○ 利用者証明用電子証明書

- ・インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する手段
- 利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードをお持ちの 方がご利用できます。
- ※ 住基カード向けの電子証明書の発行は平成27年12月22日で終 了しました。

5 コンビニ交付サービス

令和2年2月1日から、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から住民票の写しなどの証明書を取得できるコンビニ交付サービスを実施しました。

〈取得できる証明書等〉

取得できる証明書	利用時間	請求対象者
住民票の写し (個人番号の有無選択可)	6:30~23:00 (土・日・祝日	函館市に住民登録がある本人および同一世帯 の方
印鑑登録証明書	を含む)	函館市に印鑑登録している方(本人のみ)
戸籍の附票の写し	9:00~17:30	函館市に本籍がある本
戸籍(全部・個人事項)証明書	(平日のみ)	人および同一戸籍の方

[※]住民票コードが記載された住民票の写し、住民票の除票、除籍、改製原戸 籍および附票の除票については取得できません。

6 函館市マイナンバーカード臨時交付センター

マイナンバーカードの交付促進およびマイナンバーカードに係る各種申請における市民の利便性の向上を図るため、令和4年7月1日から丸井今井函館店(函館市本町32番15号)の7階に「函館市マイナンバーカード臨時交付センター」を開設し、マイナンバーカードに関する手続きやマイナポイント申込支援を行っています。

〈行うことのできる手続き〉

- ・マイナンバーカードの申請受付
- ・マイナンバーカードの受取(予約制)
- ・マイナポイントの申込等
- ・マイナンバーカードの暗証番号の変更等
- ・電子証明書の発行・更新
- 券面記載事項変更等

7 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症緊急対策の一環として,以下の事業を実施しました。

○戸籍住民窓口待合状況閲覧システムの導入

・戸籍住民窓口待合状況閲覧システムを導入し、本庁舎戸籍住民課および亀田支所の戸籍住民窓口に設置している受付番号表示システムと連動させることにより、令和2年11月2日から、戸籍住民課および亀田支所の戸籍住民窓口における待ち人数および呼出番号を市ホームページから確認できるようにしました。

○キャッシュレス決済の導入

・令和3年4月26日から本庁舎戸籍住民課,湯川支所および亀田支所 の窓口で戸籍等の証明等手数料のキャッシュレス決済ができるよう にしました。

○戸籍等証明書自動交付機の導入

・令和3年12月1日から本庁舎戸籍住民課,湯川支所および亀田支所 に戸籍等証明書自動交付機を設置し、コンビニエンスストアと同様に 住民票の写しなどの証明書を取得できるようにしました。

§ 9 住居表示整備事業

1 住居表示整備事業の概要

(1) 住居表示整備事業

昭和37年「住居表示に関する法律」が制定され、本市においても同法に基づいて、昭和38年9月に住居表示整備事業計画を策定し、昭和39年「函館市住居表示審議会条例」を定めるとともに「函館市住居表示整備実施基準」を定め整備事業に着手しました。

ア 第1次住居表示整備事業 (昭和40年度~昭和44年度) 西部・東部・北部・湯川各地区の71町を実施。

昭和40年を初年次に昭和44年まで西部地区20町, 東部地区23町, 北部地区20町, 湯川地区8町の合わせて71町を実施し, 第1次の住居表示整備事業を終了しました。

イ 第2次住居表示整備事業 (昭和51年度~昭和61年度) 亀田・湯川各地区の39町を実施。

昭和48年の亀田市との合併, さらには湯川地区においても住居表示が必要となったため, 昭和50年,第2次の住居表示整備事業に着手し,昭和61年までに亀田地区32町,湯川地区2町と5町の一部について実施,これにより整備事業は当初の区域をほぼ達成したため,事業に一応の終止符を打ちました。

ウ 第3次住居表示整備事業 (平成8年度~平成13年度) 亀田地区の10町を実施。

本市における市街地の伸びは,東部地区や北部地区へと発展し, 都市化が続く一方,大規模住宅団地の造成などが顕著となり,新 たな住居表示の整備が必要となってきました。

このため、平成7年度に陣川地区、亀田中野地区、桔梗地区を順次実施する内容の第3次の住居表示整備事業方針をまとめ、平成8年度に陣川地区、平成10年度に亀田中野地区、平成14年2月12日に桔梗地区を実施しました。

(2) 旧町名保存継承記念碑設置事業

平成3年度から平成8年度までには,住居表示の実施により整理, 統合され廃町となった28町について,そこに住む住民にとりまして代々引き継がれ,深い愛着がある旧町名を,その歴史的由来とともに末永く後世に伝承するため,旧町名保存継承記念碑を各町会の敷地の中の一角に設置する事業を行ってきました。

住 居 表 示 実 施 状 況

実施地区	町	数	<i>T</i> 1±	実施当時	実施当時
(実施年月日)	旧町	新町	面積	の世帯数	の人口
西部地区			m²	世帯	人
S40. 7. 1	43町	20町	5, 722, 764	19, 349	64, 149
東部地区 S43. 5. 1 S55. 2. 1	22町	23町	8, 093, 882	25, 577	84, 553
北部地区 S43.10. 1	18町	20町	6, 385, 719	17, 312	60, 471
湯川地区 S44. 9. 1 S51. 8. 1 S53.10. 1 S55. 2. 1 S60.10. 1 S61.10. 1 S63. 3. 1	9町と 5町の一部	10町と 5町の一部	6, 089, 098	11, 524	37, 902
亀田地区 S51.10.1 S52.11.10 S53.11.10 S55.10.1 S56.10.1 S57.10.1 S57.10.1 S59.10.1 H 9.2.1 H10.7.1 H14.2.12	7 町と 8 町の一部	42町	15, 159, 174	35, 347	107, 130
合 計	99 町と 13 町の一部	115 町と 5 町の一部	41, 450, 637	109, 109	354, 205

住 居 表 示 証 明 交 付 件 数

(令和 4 年 3 月 31 日)

区分	H29年度	H30年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
西部地区	4 件	11 件	19 件	5 件	3 件
東部地区	13 件	12 件	14 件	14 件	10 件
北部地区	12 件	12 件	6 件	8 件	3 件
湯川地区	18 件	13 件	13 件	8 件	4 件
亀田地区	121 件	139 件	96 件	88 件	81 件
合 計	168 件	187 件	148 件	123 件	101 件

建築物等新築届の受付件数

(令和4年3月31日)

区 分	H29年度	H30年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
西部地区	40 件	38 件	55 件	30 件	40 件
東部地区	108 件	120 件	117 件	99 件	104 件
北部地区	97 件	63 件	73 件	80 件	63 件
湯川地区	142 件	124 件	145 件	112 件	135 件
亀田地区	324 件	330 件	371 件	290 件	306 件
合 計	711 件	675 件	761 件	611 件	648 件

2 函館市住居表示審議会

函館市住居表示審議会条例(昭和39年6月30日条例第12号)第2条の 規定により設置されており、住居表示に関する法律に基づく住居表示整備事業の円滑な施行のため、市長の諮問機関として事業に関し必要な調査と審議 を行い、その結果を答申しています。

(1) 所掌事項

- ア町の区域および名称の変更に関すること。
- イ 町の区域の新設および廃止に関すること。
- ウ 住居表示に関すること。
- エ その他市長が必要と認めたこと。

(2) 組織および委員等

- ア 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。
- イ 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員および当該諮問事項 に関係する区域の市民のうちから市長が委嘱する。
- ウ 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、委員を解嘱され たものとする。
- ※ 平成20年9月から非常設化し、事業実施の度に設置することとしています。

§ 10 交通安全対策事業

1 交通安全対策事業の概要

「くるま社会」の進展に伴い、本市の道路交通を取り巻く環境は、高齢者人口が増加するなかで、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。このような中、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関・団体等において各般の施策を講じてきました。

交通事故の防止は、行政機関および関係団体等は勿論のこと、市民一人ひとりが取り組まなければならない課題です。

市としては、人命尊重が何物にも優先するとの認識のもとに、交通安全施設の整備を進める一方、昭和63年4月からは、交通指導員を配置して、幼児から高齢者まで、それぞれの年齢に応じた交通安全教育を推進し、市民の交通安全に対する意識の高揚を図っています。

また,交通安全に関する関係機関・団体等と連携し,各種交通安全運動 を展開するなど,交通安全思想の普及啓発に努めています。

(1) 交通安全運動の推進

各期の交通安全運動期間(全道一斉・年間40日間)を中心に、警察、関係団体等と密接な連携のもと、交通事故を抑止するため、街頭啓発をはじめ、さまざまな形で交通安全運動を推進しています。

ア 街頭啓発,旗の波作戦の実施による啓発活動

イ ラジオ,テレビ,ホームページ,広報車,「市政はこだて」による 呼びかけ

- ウ 幼児,児童,生徒をはじめ高齢者等を対象とした交通安全教室
- エ 高校生や一般を対象とした自転車の交通ルールとマナーの啓発
- オ 高齢者に対する啓発や夜光反射材の普及活動

(2) 交通指導員の配置

各年齢層に応じた生涯にわたる交通安全教育の実践指導を行うこと を目的として配置されました。

ア 設置年月日 昭和63年4月1日

イ 指導員数

10名

ウ業務内容

- ・交通安全実践活動の指導
- ・歩行者, 自転車利用者等の安全な通行の指導
- ・家庭,学校,職場等への交通安全思想の普及・ 啓発
- 各種交通安全運動の推進
- 工 活動状況 令和4年度交通安全教室開催実績

開催 898回 対象者 31,584人

(3) 幼児交通安全クラブ

幼児を交通事故から守るため、認定こども園、幼稚園、保育所等の 幼児とその母親で構成する幼児交通安全クラブ(愛称「こぐまクラ ブ」)を設置し、母と子の交通安全教室を開催して幼児交通安全教育 の推進を図っています。

ア 結成クラブ数 認定こども園 51 幼稚園 5 保育園 9 計 65クラブ イ 会員数 幼 児 3,207人 母 親 3,001人 計 6,208人 (令和 5 年 6 月末日現在)

(4) スクールゾーン・幼児ゾーンの警戒標識の設置

通学(園)時の交通事故を防止するため、小学校等の周辺のスクールゾーンおよび児童公園等の周辺の幼児ゾーンに標識の設置を行っています。

ア スクールゾーン85箇所標識 313本設置イ 幼児ゾーン98箇所標識 143本設置

(令和5年6月末日現在)

(5) 梁川公園内交通公園

オ

幼児,小・中学生を対象に,交通知識や交通マナーを体得させることを目的として,昭和44年5月18日から開園しています。

ア 所 在 地 函館市梁川町24番2号

イ 敷地面積 7,752㎡

ウ 施設内容 ゴーカートコース 延長 500m 幅 4m

自転車コース 延長 330m 幅 1.5~2.5m

信号機 1 基,各種標識 60本

エ 遊 具 動力式ゴーカート(1人乗) 5台

動力式ゴーカート(2人乗) 8台

足踏式ゴーカート 8台

自転車 12台 運 営 函館中央交通安全協会(指定管理者制度)

カ 開園期間 毎年4月1日から10月31日まで

キ 開園時間 午前9時から午後5時まで

ク 休 園 日 毎週月曜日

(その日が国民の祝日にあたるときはその次の平日)

春休み、夏休み期間は無休

ケ 使 用 料 動力式ゴーカート 1台1周につき60円

入園料、その他の遊具は無料

(令和5年6月末日現在)

梁川交通公園利用状況

		重	力 式	ゴーカ	ー ト 利	月	況
年度	入園者数	寸	体	個	人	合	計
	()	利用台数 (台)	使用料 (円)	利用台数 (台)	使用料 (円)	利用台数 (台)	使用料 (円)
Н30	31, 930	1, 412	84,720	57, 596	3, 455, 760	59, 008	3, 540, 480
R元	34, 170	1, 656	99, 360	61, 132	3, 667, 920	62, 788	3, 767, 280
R 2	24, 068	789	47, 340	42, 371	2, 542, 260	43, 160	2, 589, 600
R 3	28, 450	942	56, 520	49, 783	2, 986, 980	50, 725	3, 043, 500
R 4	31, 459	1, 222	73, 320	57, 156	3, 429, 360	58, 378	3, 502, 680

(6) 市内交通事故の状況

市内交通事故の状況

(単位:件,%)

年	発 生	生件 数	死	者数	傷者数			
#	件 数	指数	件数	指数	件数	指数		
Н30	584	100.0	4	100.0	657	100.0		
R元	500	85.6	5	125.0	592	90. 1		
R 2	365	62. 5	4	100.0	408	62.1		
R 3	450	77. 1	8	200.0	520	79. 1		
R 4	415	71. 1	1	25. 0	477	72.6		

[※] 指数は、平成30年を100としています。

交通事故類型別発生状況

(単位:件,%)

年	車両対人		車両対自転車		車両相互		車両単独		計	
+	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
Н30	101	17. 3	101	17.3	366	62.7	16	2. 7	584	100.0
R元	82	16. 4	99	19.8	309	61.8	10	2.0	500	100.0
R 2	65	17.8	76	20.8	214	58. 7	10	2. 7	365	100.0
R 3	87	19. 3	68	15. 1	283	62. 9	12	2. 7	450	100.0
R 4	73	17. 6	103	24.8	233	56. 1	6	1.5	415	100.0

年齢階層別死者数

(単位:人)

年	20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳 以上	計
Н30				1		1	2	4
R元					1	1	3	5
R 2				1	1	1	1	4
R 3				1	1		6	8
R 4							1	1

2 函館市交通安全対策会議

函館市交通安全対策会議条例(昭和46年3月22日条例第40号)第1条の規定により設置され、函館市の陸上交通の安全に関する諸問題を審議します。

(1) 所掌事務

- ・函館市交通安全計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- ・函館市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、およびその施策の実施を推進すること。

(2) 会長および委員等

- ・会長は、市長をもって充てる。
- ・委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。
 - ア 国の関係地方行政機関の職員
 - イ 北海道の部内の職員
 - ウ 北海道警察の警察官
 - エ 市の職員(オおよびカを除く。)
 - 才 教育長
 - カ消防長
 - キ 公募による者
 - ク その他市長が必要と認める者
- ・委員の定数は、18人以内とする。

(3)会長及び委員名簿

(令和5年6月末日現在)

	区 分	-			属機	関・	役職			3 + 0	氏	名	, ,
会		長	函		館		市		長	大	泉		潤
			北海	道開		函館	開発類	建設部	次長	畑	Щ		朗
国	国の関係地行政機関の職	方	北海	道 運	輸 扂	引 函	館運	輸支原	司 長	村	上	浩	之
行		員	函	館地	方	気	象	台次	長	Щ	П		明
			北海	道労働	尚局 函	館労	働基	準監督	署長	八月	灵田		健
北	海道の部	内		道渡り				保健環 ! 当 部		井	田		操
の	職	員		道 渡 理 部		合 振 地	乗 局 管	函館 理 室		大力	牛川	祟	志
			北海	道警察	突函 倒	馆方 i	面本部	『交通	課長	河	野	浩	信
北の	海 道 警 警 察	察官	北海	道函質	官方司	面函角	館中タ	哈警察	署長	高	橋	俊	彦
			北海	道函	館方	面逐	館西	警察	署長	高	橋	勇	吉
			函	館	市	市	民	部	長	柏		弘	樹
市	の職	員	函	館	市	土	木	部	長	Щ	本	寛	人
			函(館 市	企	業	ラ 交	通部	長	小笠	笠原		聡
教	育	長	函	館	市	i .	教	育	長	藤	井	壽	夫
消	防	長	函	館	市	i .	消	防	長	佐	藤	幹	雄
公	募による	者	_		般		公		募	池	内	芙美	
そ	の他市	長	函飠	官中 步	・交	通多	全全	<u> </u>	会 長	片	岡		格
が	必要と	認	函(館 地	区	バン	ス協	会 会	: 長	森		健	<u> </u>
め	る	者	函鱼	官 市	町会	連	合 会	部 会	美	Л	上		誠

3 函館市違法駐車等防止条例の制定

違法駐車等は正常な交通の妨げとなるほか,交通事故の要因にもなっており,本市においても,救急・消防活動や清掃業務・除雪業務などのほか,公共輸送機関であるバスの定時・定速性の確保についても 違法駐車による影響が出ています。

このため、ドライバーの交通安全に対する意識の高揚を図り、違法 駐車等を防止することにより良好な交通環境を確保し、もって市民の 安全で快適な生活環境の保持および向上に資することを目的として、 平成9年3月27日に「函館市違法駐車等防止条例」を制定し、同年 6月1日から施行しました。

【条例の主な内容】

(1)条例の目的

市民の日常生活に重大な支障を及ぼす恐れのある違法駐車等を防止し,市・市民・事業者が協力しあい,良好な交通環境を確保し,快適で安全な生活環境を保持することを目的とします。

(2) 責務

違法駐車等の防止は、行政のみでは困難なため、各方面の皆さんにそれぞれの立場で協力していただくことになります。

ア 市は、市民、事業者、その他の関係者の協力を求めるため、 啓発に関する施策などを実施します。

イ 市民は、違法駐車等の防止に努めるとともに、市が実施する 施策に協力しなければなりません。

ウ 事業者は、事業用駐車場の確保を図り、来客・社員の駐車場 利用を促進するとともに、市が実施する施策に協力しなければ なりません。

(3) 重点地域

違法駐車等が著しく多く、日常生活または一般交通に支障が生じている地域として本町・五稜郭地区の別図の地域を、平成9年7月1日に「重点地域」として指定しました。

(4) 指導·啓発

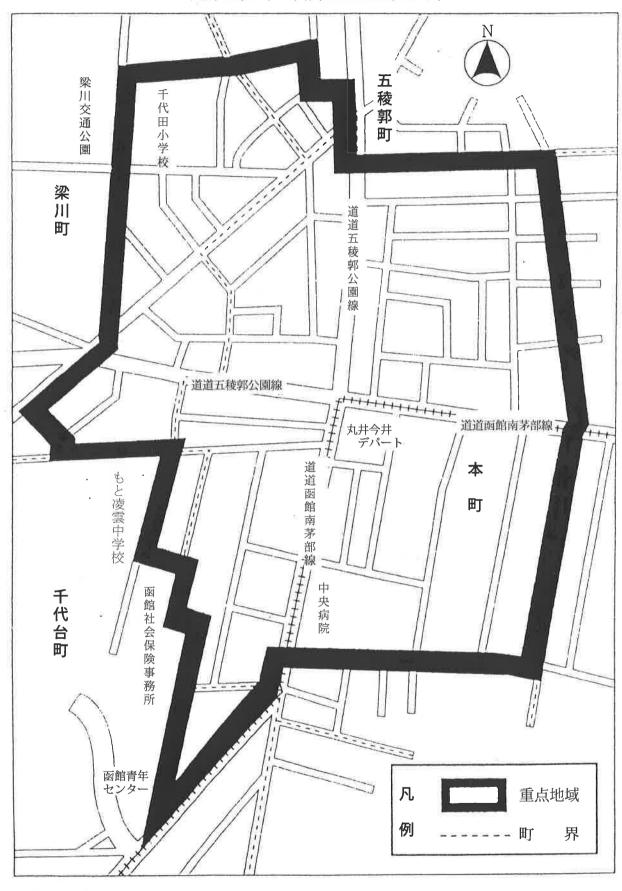
重点地域では、当該地域を所轄する警察署や関係機関・団体と協力しながら違法駐車等をしないよう啓発活動を実施します。

また、重点地域であることを示す看板の設置や周辺駐車場への 移動を促すための広報・啓発活動を実施します。

(5)関係機関への協力要請

重点地域内では、関係機関に対して違法駐車等を防止するための施設の設置や必要な措置を要請します。

違法駐車等防止重点地域



4 函館市交通安全条例の制定

交通安全は,市民一人ひとりが取り組まなければならない重要な課題であり, 悲惨な交通事故を防止するためには,市民が交通安全に対する理解と関心を深 めていかなければなりません。

すべての市民が協力し、交通安全に対する意識を高め、これを実践することにより、交通事故のない安全な市民生活を実現するため、平成16年3月に交通安全条例を制定し、同年6月1日から施行しました。

【基本理念】

- ・函館市の地域特性を踏まえ、道路の交通環境の整備を図るなど、交通安全に配慮したまちづくりを推進すること。
- ・人命の尊重を基本として、市民一人ひとりが法令を守り、交通安全に関する理解を深めること。
- ・市民一人ひとりが自主的かつ積極的に交通安全に取り組むこと。

【条例の主な内容】

(1) 市の責務

市は交通安全に関する基本的・総合的な施策を策定し、実施するとともに施策推進のため、国・北海道その他の関係機関・交通安全関係団体との密接な連携を図ります。

(2) 車両の運転者の責務

車両を運転する者は、交通に関する法令を遵守するとともに、高齢者、 障がい者、児童および幼児に対しては特に注意を払い、歩行者に危害を及 ぼさないようにする等、安全な運転に努めなければなりません。

自転車を運転する者は、二人乗り、並走、自転車駐車場以外の場所への 自転車の放置等により、歩行者や他の車両の通行の妨げにならないよう努 めるとともに、夜間においては、車体の側面にも反射器材を取り付けるこ と等により、自ら安全の確保に努めなければなりません。

(3) 歩行者の責務

歩行者は,道路を通行する際に,交通に関する法令を守り,夜間は夜光 反射材を使用するなど,自ら安全の確保に努めなければなりません。

(4) 交通安全教育の推進

市は、市民の交通安全に関する知識の普及および意識の高揚を図るため、 交通安全教育を推進するとともに、その他必要な措置を講ずるよう努めま す。

(5) 交通死亡事故多発警報等

市は、市の区域内において交通死亡事故が多発している場合等において は、交通事故多発警報を発し、警察署、関係機関および関係団体と連携し て、市民および事業者に注意を喚起するよう努めます。

(6) 暴走行為防止対策の実施等

市は、北海道暴走族の根絶等に関する条例に規定する暴走行為を防止するため、警察署等と連携し、その対策に努めます。

市民は、暴走行為を発見したときは、速やかに警察署に通報するよう努めなければなりません。

(7) 救急および救命体制の整備充実

市は、救急病院等と連携し、交通事故による負傷者に対する救急体制の整備および充実に努めます。

§ 11 湯 川 支 所

1 概 況

ア沿革

明治35年 4月 1日 町村制実施 ゆのかわむら 湯 川 村 昭和11年 6月 1日 町制を施行 湯 川 町 昭和14年 4月 1日 函館市と合併 函 館 市

イ 庁舎の概要

所 在 地	函館市湯川町2丁目40番13号						
±1.10.40 → ~+	專有面積 1,327.32m²						
敷地総面積	2,606.45 m						
	鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建 共同住宅併設(3~6階)						
	庁舎本体建築延床面積 1,337.05 m²						
┃ ┃ 規	1 階 864. 10 m²						
次 	2 階 399. 91 m²						
	地階 73.04㎡						
	付属建物(公用車車庫) 46.75 m²						
取得費	391,946,470円(北海道住宅供給公社より購入)						
	着 手 昭和57年 3月30日						
竣工年月日	完成 昭和57年10月30日						
	開 庁 昭和57年11月15日						

2 窓口業務受付状況

_			I		1	i	(単位:件)
	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
管	公金	& (出納)取扱	1, 879	1, 716	1, 456	1, 350	1, 488
理	税	証 明 発 行 等	7, 628	6, 602	5, 082	4, 897	5, 061
担	軽自	動車各種届出等	617	466	569	599	447
当		計 ①	10, 124	8, 784	7, 107	6, 846	6, 996
П	玉	民健康保険	8, 625	7, 508	6, 482	6, 154	5, 774
民	玉	民 年 金	2, 913	2, 425	2, 001	1,746	1, 813
生	後	期 高 齢	3, 612	3, 957	3, 436	3, 393	3, 612
担	医	療 助 成	1, 897	1, 719	1, 644	1, 440	1, 454
当		計 ②	17, 047	15, 609	13, 563	12, 733	12, 653
		戸 籍	752	691	617	578	648
	届	住民基本台帳	4, 890	4, 529	4, 431	3, 965	4, 145
戸	出	個 人 番 号	1, 569	1, 419	694	738	1, 024
		印鑑登録	2, 375	2, 230	2, 030	1, 962	1, 761
籍	関	埋火葬許可	113	112	92	114	152
	係	その他諸届出	42	35	32	23	23
住		小 計	9, 741	9, 016	7, 896	7, 380	7, 753
		戸籍	8, 580	7, 714	7, 231	8, 093	8, 340
民	証	住民基本台帳	22, 035	19, 719	19, 615	18, 742	16, 958
	明	個 人 番 号	245	147	57	61	112
担	書発	印 鑑 登 録	12, 901	12, 108	11, 427	10, 354	9, 496
	行	その他諸証明	640	563	557	499	490
当	関	公的年金等	527	1, 041	4, 728	5, 321	9, 177
	係	住居表示証明	12	6	6	3	5
		小 計	44, 940	41, 298	43, 621	43, 073	44, 578
		計 ③	54, 681	50, 314	51, 517	50, 453	52, 331
	(1	合 計)+②+③	81, 852	74, 707	72, 187	70, 032	71, 980
11210							

(1) 管 理 担 当

公金(出納) 取扱·税証明発行等受付状況

公	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公金	歳入金収納	1,675件	1,438件	1,265件	1,170件	1,361件
出	威八金収	16, 276, 658円	13, 704, 294円	12, 256, 922円	10, 355, 523円	13, 780, 940円
納)取	Λ A ± 1/	204件	278件	191件	180件	127件
扱※	公金支払	3, 436, 977円	3, 519, 155円	3, 026, 594円	2, 465, 994円	2, 299, 385円
	計 ①	1,879件	1,716件	1,456件	1,350件	1,488件
	所得関係	6,151件	4,963件	3,433件	3,458件	3,358件
税証	不動産関係	322件	391件	265件	333件	321件
明	その他	754件	763件	952件	629件	985件
発	軽 自 動 車納 税 証 明	401件	485件	432件	477件	397件
行等	閲覧	0件	0件	0件	0件	0件
	計 ②	7,628件	6,602件	5,082件	4,897件	5,061件
軽各	自 動 車 種 届 出	182件	166件	151件	209件	156件
自許	動車臨時運行可 証 発 行	134件	85件	105件	110件	90件
町補	会交付金助申請等受付	55件	50件	84件	70件	67件
街申	路灯補助金請 等 受 付	159件	95件	148件	160件	95件
市	民相談受付	0件	0件	0件	0件	0件
	童·生徒転入学 校 指 定 受 付	34件	21件	28件	11件	11件
し, 除タ	尿 処 理 手 数 料 外認定申請受付	53件	49件	53件	39件	28件
	計 ③	617件	466件	569件	599件	447件
(合 ①+②+③	10,124件	8,784件	7,107件	6,846件	6,996件

※指定金融機関派出所業務時間外(午前8時45分~午前9時,午後4時~午後5時30分)において取扱った市税等収入や公金支払件数・金額

市税に関する証明書発行等内訳

(単位:件)

	区	,	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
所	所得	量金額 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	のみ	0	1	2	0	2
得	所得	· · 控例	內訳	0	1	0	0	0
関	所得	・控除	・課税	6, 151	4, 961	3, 431	3, 458	3, 356
係		計	1	6, 151	4, 963	3, 433	3, 458	3, 358
<i></i>	通		知	0	0	0	0	0
不	評		価	208	267	179	196	187
動産	公		課	106	117	85	137	134
度 関	登		録	8	7	1	0	0
係	法	閲	覧	0	0	0	0	0
ÞΝ		計	2	322	391	265	333	321
そ	課		税	398	465	571	385	651
ての	納		税	335	283	361	229	315
他	営		業	21	15	20	15	19
TIL		計	3	754	763	952	629	985
軽	軽自動車納税証明④		E明④	401	485	432	477	397
閲			覧⑤	0	0	0	0	0
合 計 ①+②+③+④+⑤		7, 628	6, 602	5, 082	4, 897	5, 061		

軽自動車(原動機付自転車・小型特殊自動車)各種届出

区	5.	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取 得	・名義変〕	更	96	81	79	107	81
廃	車	等	86	85	72	102	75
合	Ē	計	182	166	151	209	156

(2) 民 生 担 当

計

計

1+2+3+4

4

1,897

17,047

国民健康保険・国民年金・後期高齢・医療助成に関する各種届出受付 (単位:件) 区 分 平成30年度 令和2年度 令和3年度 令和元年度 令和4年度 取 得 970 1,074 1,070 1,057 1, 206 玉 失 喪 809 925 801 799 973 民 動 771 397 349 329 346 康 そ \mathcal{O} 他 1,865 1, 374 1, 156 1,090 1, 106 保 給 付 4, 210 3, 738 3, 106 2,879 2, 143 険 計 (1)8,625 7,508 6,482 6, 154 5,774 得 取 878 748 531 618 557 失 7 喪 6 3 16 14 玉 更 97 70 96 41 41 民 年 裁定請求等 33 42 45 62 74 金 そ \mathcal{O} 他 1,891 1,559 1,322 1,083 1,064 計 2,913 2, 425 2,001 1,746 1,813 高 齢 ③ 後 期 3,612 3,957 3,436 3,393 3,612 度 368 376 375 重 355 389 医 تح 子 ŧ 926 824 786 668 617 助 ひとり親 616 527 482 434 411 成

1,719

15,609

1,644

13, 563

1,440

12,733

1, 454

12,653

(3) 戸籍住民担当

①戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

)尸耤・仕氏基本	古版・印鑑登録	* (1 (C \X)) \ \D)			(単位:件)
	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	出 生	220	196	163	152	167
戸	死 亡	112	108	92	112	150
	婚姻	84	54	63	46	39
	離婚	49	70	51	55	51
	転 籍	121	107	114	100	119
	その他の届	158	149	129	108	115
籍	不受理申出等	8	7	5	5	7
	計 ①	752	691	617	578	648
住	転 入	912	838	784	810	793
民	転 出	1, 197	1,079	1, 113	916	995
基	転 居	1, 584	1,515	1, 404	1, 266	1, 312
本	世帯主変更等	395	361	352	303	352
台	その他	802	736	778	670	693
帳	計 ②	4, 890	4, 529	4, 431	3, 965	4, 145
個	記載変更	1, 553	1, 411	693	737	1,019
人番	その他	16	8	1	1	5
号	計 ③	1, 569	1, 419	694	738	1,024
印	新 規 登 録	1, 639	1, 545	1, 394	1, 329	1, 220
鑑登録	廃止・亡失	736	685	636	633	541
録	計 ④	2, 375	2, 230	2, 030	1, 962	1, 761
埋水	死 体	112	108	92	112	150
埋火葬許	死 胎	1	4	0	2	2
可	計 ⑤	113	112	92	114	152
その	母子健康手帳 交 付 受 付	42	34	30	23	20
他諸届	出 稼 労 働 者 手 帳 交 付	0	1	2	0	3
届出	計 ⑥	42	35	32	23	23
1)-	合 計 +2+3+4+5+6	9, 741	9, 016	7, 896	7, 380	7, 753

②戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行 (単位:件)

			※守に戻りる ◇和二左座		△和 2 左 声	(単位·件)
	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
戸	戸籍 謄本	4, 995	5, 093	4, 841	4, 662	4, 848
	戸籍 抄本	1, 361	1, 329	1, 107	904	761
	除籍謄本	2, 155	1, 243	1, 218	2, 472	2, 652
	除籍抄本	25	12	37	29	41
	記載事項証明	9	2	0	9	2
籍	受 理 証 明	35	35	28	17	36
	計 ①	8, 580	7, 714	7, 231	8, 093	8, 340
住	住 民 票	21, 288	19, 023	18, 912	18, 041	16, 265
民	住民票(広域交付)	19	24	19	17	11
基本	戸籍の附票	464	450	481	452	451
台	記載事項証明	264	222	203	232	231
帳	計 ②	22, 035	19, 719	19, 615	18, 742	16, 958
個	通知カード	236	132	10	_	_
人番	個人番号カード	9	15	47	61	112
号	計 ③	245	147	57	61	112
印	印鑑証明	12, 328	11, 595	10, 965	9, 890	9, 085
鑑登	印鑑登録証再交付	573	513	462	464	411
録	計 ④	12, 901	12, 108	11, 427	10, 354	9, 496
そ	身 分 証 明	376	354	364	290	325
\mathcal{O}	不 在	27	22	14	39	13
他諸	年 金	211	182	158	144	131
証	その他	26	5	21	26	21
明	計 ⑤	640	563	557	499	490
公	公 的 年 金	14	4	2	0	1
的	出 稼 手 帳	0	1	2	0	3
年金等	通知カード	21	19	4	_	_
	個人番号カード	480	994	4, 682	5, 275	9, 129
(無料	出産育児一時金	5	4	1	1	3
料	労基法57,111条関係	7	19	37	45	41
	計 ⑥	527	1, 041	4, 728	5, 321	9, 177
住	居表示証明 ⑦	12	6	6	3	5
1)+(合計 ②+③+④+⑤+⑥+⑦	44, 940	41, 298	43, 621	43, 073	44, 578

⁽注) 除籍謄(抄)本は,平成 1 9 年 3 月 3 日より戸籍事務電算処理システムの導入に伴い,平成改製原戸籍を含む

通知カードの新規発行等の手続きは令和2年5月25日以後廃止

§ 12 銭 亀 沢 支 所

1 概 況

ア沿革

ぜにかめざわむら

明治35年 4月 1日 町村制実施 銭 亀 澤 村

昭和41年12月 1日 函館市と合併 函館市

イ 庁舎の概要

所	在	地	函館市銭亀町124番地
敷坩	也総面	ī 積	1, 515. 98 m²
規		模	鉄 筋 コンクリート造トタン葺 2 階 建 庁舎本体建築延べ面積 470.30 ㎡ 1階 235.15㎡ 2階 235.15㎡
建	築	費	18,471,000円
竣]	匚年 月	日	昭和42年12月25日

2 窓口業務受付状況

	□	八	亚巴00年南	人 和二左由	公和 0 左座	公和 9 左座	(単位:件)
	区	分 	平成30年度		令和2年度		
管	公	金 (出納) 取扱	8, 258	8,008	7, 769	7, 267	7, 699
理		証明発行等	687	560	385	469	463
担		自動車各種届出 等	259	183	229	243	262
当		計 ①	9, 204	8, 751	8, 383	7, 979	8, 424
	玉	民健康保険	1, 377	1, 251	954	895	865
	玉	民 年 金	360	362	294	246	310
	後	期 高 齢	946	847	638	603	717
	医	療 助 成	299	260	151	136	175
	介	護 保 険	557	572	353	341	395
		計 ②	3, 539	3, 292	2, 390	2, 221	2, 462
	届	戸 籍	21	25	36	36	33
	Ш	住民基本台帳	206	190	252	250	206
住	出	個 人 番 号	51	51	33	51	57
		印 鑑 登 録	180	189	177	166	183
民	関	埋火葬許可	1	4	1	3	7
	係	母子健康手帳	4	2	2	0	2
担	K	小 計	463	461	501	506	488
,	証	戸 籍	15, 138	15, 507	13, 954	11, 524	6, 393
	明	住民基本台帳	13, 171	12, 391	9, 361	7, 369	4, 500
当	書	個 人 番 号	13	14	7	5	14
	発	印 鑑 登 録	1, 188	1, 142	1, 116	1, 025	1, 023
		その他諸証明	93	83	77	70	39
	行	公的年金等	59	71	609	582	1, 453
	関	住居表示証明	0	0	0	0	0
	係	小 計	29, 662	29, 208	25, 124	20, 575	13, 422
	福	祉 関 係	654	474	377	393	336
		計 ③	30, 779	30, 143	26, 002	21, 474	14, 246
		合 計 D+2+3	43, 522	42, 186	36, 775	31, 674	25, 132
	Ć.						

(1) 管 理 担 当

公金(出納)取扱·税証明発行等受付状況

	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公金	歳入金収納	8,207 件	7,947 件	7,721 件	7,224 件	7,673 件
(出	成八並収削	40,169,274 円	41,224,227 円	39,867,665 円	45,870,202 円	39,405,972 円
納) 第	公金支払	51 件	61 件	48 件	43 件	26 件
取扱	公 並 义 払	1,237,020 円	1,015,802 円	906,066 円	463,591 円	299,671 円
	計 ①	8,258 件	8,008 件	7,769 件	7,267 件	7,699 件
	所得関係	547 件	448 件	249 件	272 件	313 件
税	不動産関係	32 件	21 件	32 件	113 件	47 件
証明発行等	その他	73 件	53 件	58 件	51 件	67 件
発行等	軽 自 動 車納 税 証 明	35 件	38 件	46 件	33 件	36 件
守	閲覧	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	計 ②	687 件	560 件	385 件	469 件	463 件
軽各	自 動 車 種 届 出	13 件	18 件	27 件	36 件	45 件
自許	動車臨時運行可 証 発 行	99 件	76 件	65 件	83 件	85 件
出交	稼労働者手帳 付	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件
町補	会 交 付 金 助申請等受付	34 件	13 件	39 件	37 件	38 件
街申	路灯補助金請 等 受 付	87 件	59 件	70 件	78 件	79 件
市	民相談受付	8 件	7 件	0 件	0 件	0 件
	童・生徒転入学 校 指 定 受 付	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	尿 処 理 手 数 料 外認定申請受付	18 件	10 件	10 件	9 件	14 件
	計 ③	259 件	183 件	212 件	243 件	262 件
	合 計 ①+②+③	9,204 件	8,751 件	8,366 件	7,979 件	8,424 件

市税に関する証明書発行等内訳

(単位:件)

	区	分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
所	所 得	金額の	りみ	0	0	0	1	0
得	所得	· 控除	内訳	1	0	0	0	0
関	所得	・控除・	課税	546	448	249	271	313
係		計	1	547	448	249	272	313
不	通		知	0	0	0	0	0
動	評		価	24	18	28	112	43
産	公		課	0	3	4	1	0
座	登		録	8	0	0	0	4
係	法	閲	覧	0	0	0	0	0
DIS		計	2	32	21	32	113	47
そ	課		税	39	32	26	21	21
0	納		税	31	16	29	27	44
他	営		業	3	5	3	3	2
lie.		計	3	73	53	58	51	67
軽自	動車納	税証明	4	35	38	46	33	36
閲		覧	5	0	0	0	0	0
	合 ①+②+	計 ③+④+⑤)	687	560	385	469	463

軽自動車(原動機付自転車・小型特殊自動車)各種届出

区	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取 得	・名 義 変 更	7	11	14	14	7
廃	車 等	6	7	13	22	11
合		13	18	27	36	18

(2) 住 民 担 当

①国民健康保険・国民年金・後期高齢・医療助成・介護保険に関する各種届出受付 (単位:件)

	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	取 得	89	83	80	91	85
国	喪失	68	62	67	59	66
民健	異動	32	20	38	21	28
国民健康保険	その他	911	744	517	517	493
険	給付	277	342	252	207	193
	計 ①	1, 377	1, 251	954	895	865
	取 得	42	53	39	29	41
国	喪失	0	1	0	1	1
民	変 更	8	14	17	13	18
年	裁定請求等	25	22	11	29	36
金	その他	285	272	227	174	214
	計 ②	360	362	294	246	310
後	期 高 齢 ③	946	847	638	603	717
医	重度	92	80	23	64	89
療	子ども	110	118	91	49	64
助	ひとり親	97	62	37	23	22
成	計 ④	299	260	151	136	175
	資格管理	0	0	0	0	0
	麒 課	0	0	0	0	0
	給付	0	0	0	0	0
介	認定申請	0	0	0	0	0
護	計 5	0	0	0	0	0
保	介護保険料	239	209	105	98	142
険	高齢者支援	260	313	191	165	194
	介護サービス	39	33	19	39	20
	介護認定	19	17	38	39	39
	計 ⑤	557	572	353	341	395
1)-	合 +2+3+4+5	3, 539	3, 292	2, 390	2, 221	2, 462

②戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	出 生	16	8	13	11	9
戸	死 亡	1	4	1	3	7
	婚姻	1	2	9	1	1
	離婚	1	2	2	2	2
	転 籍	1	4	4	9	7
	その他の届	1	5	6	10	6
籍	不受理申出等	0	0	1	0	1
	計 ①	21	25	36	36	33
住	転入	36	33	34	31	33
民	転 出	47	51	55	62	40
基	転居	63	49	85	82	72
本	世帯主変更等	30	29	27	36	30
台	その他	30	28	51	39	31
帳	計 ②	206	190	252	250	206
個	記載変更	51	51	33	49	57
人番口	その他	0	0	0	2	0
号	# 3	51	51	33	51	57
印	新 規 登 録	120	118	118	112	115
鑑登	廃止・亡失	60	71	59	54	68
録	計 ④	180	189	177	166	183
埋火	死 体	1	4	1	3	7
火葬許	死 胎	0	0	0	0	0
可	計 ⑤	1	4	1	3	7
母-	子健康手帳交付⑥	4	2	2	0	2
1)+	合計 ②+③+④+5+6	463	461	501	506	488

③戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

(O)	相 工以坐平口限 日	· 血 豆 趴 寸 (C 因	, 0 , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			(平匹・圧)
	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	戸 籍 謄 本	429	504	488	391	501
戸	戸 籍 抄 本	66	85	82	68	76
	戸籍(公用)	14, 361	14, 642	13, 059	10, 807	5, 534
	除籍謄本	282	272	323	256	274
	除 籍 抄 本	0	3	0	1	1
	記載事項証明	0	0	0	0	1
籍	受 理 証 明	0	1	2	1	6
	# (1)	15, 138	15, 507	13, 954	11, 524	6, 393
	住 民 票	1, 579	1, 473	1, 479	1, 372	1, 340
住	住民票(広域交付)	0	4	0	2	1
住民基本台	住民票(公用)	4, 408	4, 641	2, 296	1, 398	1,025
基本	戸籍の附票	31	36	38	47	49
台	戸籍の附票(公用)	7, 141	6, 223	5, 536	4, 538	2,074
帳	記載事項証明	12	14	12	12	11
	計 ②	13, 171	12, 391	9, 361	7, 369	4, 500
個	通知カード	13	12	5	_	_
人番号	個人番号カード	0	2	2	5	14
号	# 3	13	14	7	5	14
印	印 鑑 証 明	1, 143	1, 087	1, 079	983	977
鑑登	印鑑登録証再交付	45	55	37	42	46
録	# 4	1, 188	1, 142	1, 116	1, 025	1,023
そ	身 分 証 明	31	29	28	29	19
\mathcal{O}	不 在	0	0	0	0	1
他諸	年 金	14	7	5	10	6
証	その他(公用等)	48	47	44	31	13
明	計 ⑤	93	83	77	70	39
	公 的 年 金	4	0	0	0	0
公的	出 稼 手 帳	0	0	1	0	2
年金	通知カード	0	0	0	_	_
金等	個人番号カード	53	69	606	578	1, 450
無	出産育児一時金	0	0	0	0	0
料	労基法57,111条関係	2	2	2	4	1
	計 6	59	71	609	582	1, 453
住	居表示証明⑦	0	0	0	0	0
(Î	合計)+②+③+④+⑤+⑥+⑦	29, 662	29, 208	25, 124	20, 575	13, 422
·		王度から 公田ける	区成17年度から	通知カード・個	│ 从釆号カードけ巫F	よ97年度から

⁽注)住民票広域交付は平成15年度から、公用は平成17年度から、通知カード・個人番号カードは平成27年度から 通知カードの新規発行等の手続きは令和2年5月25日以後廃止

④福祉関係受付 (単位:件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交通利用証・現況届等合計	654	474	377	393	336

1 概 況

ア沿革

明治35年 4月 町村制実施 1 目 亀 田 村 昭和37年 1月 1 目 町制を施行 亀 町 田 昭和46年11月 市制を施行 1 目 亀 田 市 昭和48年12月 1日 函館市と合併 函 館 市

イ 庁舎の概要

所 在 地	函館市美原1丁目26番8号				
敷地面積	3, 257. 51 m²				
規模	鉄筋コンクリート造8階建 共同住宅併設(3階~8階) 庁舎本体建築延床面積 2,246.72㎡ 1階床面積 1,167.44㎡ 2階床面積 1,079.28㎡				
取得費	458,917,000円				
竣工年月日	着 手 昭和53年 5月26日 完 成 昭和53年12月 7日				

2 窓口業務受付状況

					-	-	(単位:件)
	区	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
管	公会	& (出納) 取扱	3, 006	2, 740	2, 426	2, 059	2, 197
理	税	証明発行等	17, 852	16, 561	12, 191	12, 090	11,813
担	軽自	1動車各種届出等	1,871	1, 895	1,628	1,627	1, 491
当		計 ①	22, 729	21, 196	16, 245	15, 776	15, 501
	玉	民健康保険	14, 303	13, 374	11, 511	11, 259	11, 030
民	玉	民 年 金	5, 903	5, 381	4, 325	3, 781	3, 816
生担	後	期 高 齢	5, 587	5, 810	5, 265	5, 453	5, 955
当	医	療 助 成	4, 545	4, 434	3, 768	3, 258	3, 518
		計 ②	30, 338	28, 999	24, 869	23, 751	24, 319
		戸籍	1, 790	1, 725	1, 519	1, 348	1, 445
	届	住民基本台帳	10, 863	10, 719	10, 150	9, 593	9, 178
戸	出	個 人 番 号	3, 551	3, 574	1,718	1,885	2, 696
		印 鑑 登 録	5, 278	5, 115	4, 506	4, 203	3, 894
籍	関	埋火葬許可	108	109	81	70	106
	係	その他諸届出	121	116	115	98	95
住		小 計	21, 711	21, 358	18, 089	17, 197	17, 414
		戸 籍	18, 950	19, 046	16, 134	15, 265	15, 848
民	証	住民基本台帳	50, 922	48, 517	42, 983	40,677	36, 556
	明	個 人 番 号	593	477	161	70	160
担	書発	印鑑登録	28, 710	26, 897	23, 354	20, 702	18, 008
	元行	その他諸証明	1, 213	1, 111	1,051	1, 046	1,000
当	関	公的年金等	1, 048	2, 459	10, 141	15, 775	20, 187
	係	住居表示証明	64	37	28	26	25
		小 計	101, 500	98, 544	93, 852	93, 561	91, 784
		計 ③	123, 211	119, 902	111, 941	110, 758	109, 198
	(]	合 計)+②+③	176, 278	170, 097	153, 055	150, 285	149, 018
			1				

(1) 管理担当

公金(出納)取扱·税証明発行等受付状況

	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公金	歩き 入口 独	2,630件	2,318件	2,089件	1,799件	2,001件
(出	歳入金収納	25, 944, 612円	23, 336, 403円	21,716,701円	17,040,079円	18, 998, 365円
納)取.	公金支払	376件	422件	337件	260件	196件
扱 ※	公金文石	5, 456, 756円	5, 709, 410円	5, 611, 221円	2,093,247円	2, 492, 937円
	計 ①	3,006件	2,740件	2,426件	2,059件	2, 197件
	所得関係	12,965件	11,652件	7,604件	7,741件	7,254件
税証	不動産関係	1,335件	1,428件	1,275件	1,207件	1,245件
明	その他	1,366件	1,218件	1,304件	1,153件	1,550件
発	軽 自 動 車納 税 証 明	2, 186件	2,263件	2,008件	1,989件	1,764件
行等	閲覧	0件	0件	0件	0件	0件
,,	計 ②	17,852件	16,561件	12, 191件	12,090件	11,813件
軽各	自 動 車 種 届 出	582件	537件	467件	538件	521件
自許	動車臨時運行 可 証 発 行	960件	1,014件	850件	812件	731件
	会 交 付 金 助申請等受付	31件	39件	34件	40件	28件
	路灯補助金請 等 受 付	56件	59件	60件	55件	31件
市	「民特別相談 (法 律)	82件	98件	75件	55件	61件
	尿 処 理 手 数 料 外認定申請受付	160件	148件	142件	127件	119件
	# 3	1,871件	1,895件	1,628件	1,627件	1,491件
	合 計 ①+②+③	22,729件	21, 196件	16, 245件	15,776件	15,501件

※指定金融機関派出所業務時間外(午前8時45分~午前9時,午後4時~午後5時30分)において取扱った市税等収入や公金支払件数・金額

市税に関する証明書発行等内訳

	区		分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
所	所領	导金額		2	3	0	2	1
得	所得	鼻・控隊	除内訳	0	0	0	0	0
関	所得	・控除	·課税	12, 963	11,649	7,604	7, 739	7, 253
係		計	1	12, 965	11, 652	7,604	7, 741	7, 254
	通		知	0	0	0	0	0
不	評		価	586	613	544	431	482
動	公		課	738	804	718	772	754
産	登		録	10	8	7	2	7
関	法	閲	覧	0	0	0	0	0
係	そ	の	他	1	3	6	2	2
		計	2	1, 335	1, 428	1, 275	1, 207	1, 245
7	課		税	466	449	450	468	749
その	納		税	772	673	768	622	732
他	営		業	128	96	86	63	69
ļ		計	3	1, 366	1, 218	1, 304	1, 153	1, 550
軽	軽自動車納税証明④		E明④	2, 186	2, 263	2, 008	1, 989	1, 764
閲	閲覧		0	0	0	0	0	
	合 ①+②	計 +3+4+	-5)	17, 852	16, 561	12, 191	12, 090	11, 813

軽自動車(原動機付自転車・小型特殊自動車)各種届出

区		分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取得	・名義	変更	347	333	273	321	309
廃	車	等	235	204	194	217	212
合		計	582	537	467	538	521

(2) 民 生 担 当

国民健康保険・国民年金・後期高齢・医療助成に関する各種届出受付 (単位:件)

	区	5	<i>जे</i>	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
Ī	取		得	2, 199	2, 257	2, 037	2, 128	2, 292
国民	喪		失	1, 855	1, 930	1, 617	1, 577	1, 812
健	異		動	797	718	661	709	593
康	そ	Ø	他	2, 968	2, 774	2, 766	2, 633	2, 603
保険	給		付	6, 484	5, 695	4, 430	4, 212	3, 730
		計	1)	14, 303	13, 374	11, 511	11, 259	11, 030
	取		得	1, 546	1, 531	1, 131	1, 089	1, 190
国	喪		失	77	144	99	119	97
民	変		更	475	509	531	594	520
年	裁	定請求	さ等	722	110	82	130	99
金	そ	Ø	他	3, 083	3, 087	2, 482	1, 849	1, 910
		計	2	5, 903	5, 381	4, 325	3, 781	3, 816
後	期	高 齢	3	5, 587	5, 810	5, 265	5, 453	5, 955
医	重		度	738	874	700	600	715
療	子	ど	ŧ	2, 432	2, 276	2,008	1, 764	1, 748
助	ひ	とり	親	1, 375	1, 284	1,060	894	1, 055
成		計	4	4, 545	4, 434	3, 768	3, 258	3, 518
	合 ①+②	計 ②+③+	4	30, 338	28, 999	24, 869	23, 751	24, 319

(3) 戸籍住民担当

①戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	出生	579	527	518	463	441
戸	死亡	99	96	71	60	93
	婚 姻	185	154	153	129	137
	離婚	191	182	153	137	169
	転 籍	333	337	257	259	280
	その他の届	388	405	343	283	315
籍	不受理申出等	15	24	24	17	10
	計 ①	1, 790	1, 725	1, 519	1, 348	1, 445
	転 入	2, 159	2, 182	2, 048	1, 997	2,004
住	転 出	2, 705	2, 692	2, 430	2, 447	2, 191
民基	転居	3, 239	3, 191	3, 111	2, 967	2,764
住民基本台	世 帯 主変 更 届 等	795	745	763	629	708
帳	その他	1, 965	1, 909	1, 798	1, 553	1,511
	計 ②	10, 863	10, 719	10, 150	9, 593	9, 178
個	記 載 変 更	3, 541	3, 559	1,708	1,870	2,696
人番	その他	10	15	10	15	0
号	計 ③	3, 551	3, 574	1,718	1,885	2,696
印	新 規 登 録	3, 797	3, 657	3, 248	3, 073	2,914
鑑登	廃止・亡失	1, 481	1, 458	1, 258	1, 130	980
録	# 4	5, 278	5, 115	4, 506	4, 203	3, 894
埋火	死 体	99	96	71	60	99
火葬許	死 胎	9	13	10	10	7
可	計 ⑤	108	109	81	70	106
そ	出 稼 労 働 者 手 帳 交 付	5	4	1	4	0
の他	母子健康手帳交 付 受 付	66	67	59	53	60
諸届	児童·生徒転入学 届 出 指 定 受 付	50	45	55	41	35
出	# 6	121	116	115	98	95
1	合 計)+②+③+④+⑤+⑥	21,711	21, 358	18, 089	17, 197	17, 414

②戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

<u> </u>	少尸籍・住氏基本		外子に因り つけ	正012511		(単位:件)	
	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	戸籍 謄 本	11, 295	11, 413	9, 918	9, 184	9, 203	
戸	戸籍 抄 本	2, 667	2, 698	1, 888	1, 456	1, 489	
	除籍謄本	4, 842	4, 779	4, 195	4, 466	5, 036	
	除籍抄本	40	31	30	45	31	
	記載事項証明	8	8	2	5	1	
籍	受 理 証 明	98	117	101	109	88	
	計①	18, 950	19, 046	16, 134	15, 265	15, 848	
住	住 民 票	49, 166	46, 669	41, 414	39, 170	34, 893	
民	住 民 票 (広 域 交 付)	45	34	48	59	52	
基本	戸籍の附票	1, 174	1, 193	974	924	1, 020	
千台	記載事項証明	537	621	547	524	591	
帳	計 ②	50, 922	48, 517	42, 983	40, 677	36, 556	
個	通知カード	574	447	79	_	_	
人番	個人番号カード	19	30	82	70	160	
号	計 ③	593	477	161	70	160	
印	印 鑑 証 明	27, 636	25, 827	22, 429	19, 871	17, 263	
鑑登	印鑑登録証再交付	1,074	1,070	925	831	745	
録	計 ④	28, 710	26, 897	23, 354	20, 702	18, 008	
7	身 分 証 明	855	818	818	804	759	
その	不 在	55	47	28	27	35	
他諸	年 金	238	197	159	166	158	
証明	その他	65	49	46	49	48	
ال	計 ⑤	1, 213	1, 111	1, 051	1, 046	1,000	
	公 的 年 金	17	4	0	0	0	
公的	出 稼 手 帳	5	4	1	4	0	
年金等	通知カード	16	33	3	_	_	
亚 等	個人番号カード	964	2, 376	10, 032	15, 676	20, 094	
(無料	出産育児一時金	8	7	6	5	2	
料)	労基法57,111条関係	38	35	99	90	91	
	計 ⑥	1, 048	2, 459	10, 141	15, 775	20, 187	
住	居表示証明⑦	64	37	28	26	25	
(1)-	合 計 +2+3+4+5+6+7	101, 500	98, 544	93, 852	93, 561	91, 784	
٠	(注)						

⁽注) 除籍謄(抄) 本には、改製原戸籍謄(抄) 本の発行件数を含む 通知カードの新規発行等の手続きは令和2年5月25日以降廃止

市 民 部 の 概 要 (令和5年度(2023年度)版)

令和5年9月発行

編集・発行 函館市市民部市民・男女共同参画課 函館市東雲町4番13号 電話 (0138)21-3131